

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月23日
【事業年度】	第24期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
【会社名】	株式会社エル・ティー・エス
【英訳名】	LTS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 樺島 弘明
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目3番13号
【電話番号】	03-6897-6140
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 李 成一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目3番13号
【電話番号】	03-6897-6140
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 李 成一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	7,375	9,637	12,242	16,592	17,101
経常利益 (百万円)	579	489	748	1,069	1,293
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	388	232	454	973	696
包括利益 (百万円)	386	237	438	991	686
純資産額 (百万円)	2,076	3,249	3,618	4,566	4,763
総資産額 (百万円)	5,080	5,595	11,976	11,402	10,031
1株当たり純資産額 (円)	489.41	715.88	774.99	975.03	1,055.68
1株当たり当期 純利益金額 (円)	93.24	55.35	100.80	216.44	153.78
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益金額 (円)	87.56	53.07	97.71	212.82	153.15
自己資本比率 (%)	40.9	57.5	29.2	39.1	46.3
自己資本利益率 (%)	20.4	8.8	13.5	24.5	15.3
株価収益率 (倍)	29.8	51.0	28.7	10.9	13.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	421	255	647	816	△326
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△399	△329	△3,656	2,137	△135
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△277	626	4,072	△1,355	△1,600
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	2,224	2,776	3,840	5,439	3,376
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	440 〔22〕	497 〔20〕	965 〔100〕	1,022 〔78〕	1,003 〔65〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)は、年間の平均人員を外数で □ 内に記載しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。
3. 第22期における総資産額の大幅な増加は、株式会社HCSホールディングス(現株式会社日比谷コンピュータシステム)及びその子会社5社の連結子会社化によるものです。
4. 第22期における従業員数の大幅な増加は、株式会社HCSホールディングス(現株式会社日比谷コンピュータシステム)及びその子会社5社の連結子会社化によるものです。
5. 第23期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第22期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	4,910	6,319	7,639	8,496	9,581
経常利益 (百万円)	583	366	460	552	1,709
当期純利益 (百万円)	320	157	257	386	1,392
資本金 (百万円)	575	728	742	767	839
発行済株式総数 (株)	4,371,000	4,495,375	4,563,475	4,657,375	4,725,085
純資産額 (百万円)	2,067	3,159	3,286	3,666	4,583
総資産額 (百万円)	3,824	4,661	9,514	9,512	8,530
1株当たり純資産額 (円)	487.20	697.02	712.47	778.27	1,014.75
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	30.00 (—)	35.00 (—)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	76.88	37.51	57.14	85.94	307.59
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益金額 (円)	72.19	35.96	55.39	84.50	306.34
自己資本比率 (%)	54.1	67.2	33.8	37.4	52.4
自己資本利益率 (%)	16.6	6.1	8.1	11.4	34.7
株価収益率 (倍)	36.1	75.3	50.6	27.4	6.9
配当性向 (%)	—	—	—	34.9	11.4
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	282 〔18〕	308 〔16〕	375 〔24〕	431 〔25〕	456 〔29〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	66.8 (112.7)	68.0 (110.0)	69.6 (141.1)	57.5 (169.9)	52.9 (213.2)
最高株価 (円)	4,585	3,995	4,275	3,010	2,770
最低株価 (円)	2,501	1,806	2,321	1,450	1,580

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)は、年間の平均人員を外数で □ 内に記載しております。
2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであります。また、2020年7月8日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。
4. 第22期における総資産額の大幅な増加は、関係会社株式取得に伴い関係会社株式が5,247百万円増加したことによるものであります。
5. 第24期における経常利益及び当期純利益の大幅な増加は、連結子会社である株式会社日比谷コンピュータシステムより配当金を受領したことによるものであります。
6. 第24期の1株当たり配当額35.00円のうち、期末配当額35.00円については、2026年3月24日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2 【沿革】

年月	概要
2002年3月	東京都渋谷区南平台に株式会社エル・ティー・ソリューションズ(現 当社)を設立
2003年4月	顧客サイドに立って現場変革を支援すべく、変革支援領域でのプロフェッショナルサービス事業を本格化(以降、人・組織コンサルティング、ITコンサルティング、ビジネスコンサルティングへと領域を拡大)
2004年1月	本社を東京都渋谷区神泉町に移転
2006年8月	一般労働者派遣事業(現 労働者派遣事業)許可取得
2006年9月	有料職業紹介事業許可取得
2006年12月	本社を東京都千代田区麹町に移転
2008年3月	新設分割により、企業変革プロジェクトを推進するコア人財を紹介・提供する連結子会社として、キープライド株式会社(現 株式会社エル・ティー・エス リンク)を設立
2008年4月	社名を株式会社エル・ティー・エスに変更
2008年8月	本社を東京都渋谷区円山町に移転
2009年1月	IT上流領域・ビジネスプロセスマネジメント/プロセス実行のサービス提供を本格化
2009年3月	ISO27001(ISMS)適合性評価制度の認証取得
2009年8月	本社を東京都新宿区新宿に移転
2010年7月	日本e-Learning大賞「経済産業大臣賞」を受賞
2011年1月	海外事業推進室を設置し、海外プロジェクトへの対応力拡大に加え、中国・アジア地域への事業進出準備を開始
2013年3月	中華人民共和国香港特別行政区に連結子会社であるLTS ASIA Co., Ltd.を設立
2013年4月	データアナリティクス支援を開始
2014年4月	連結子会社であるキープライド株式会社の社名を株式会社アサインナビ(現 株式会社エル・ティー・エス リンク)に変更
2014年7月	連結子会社である株式会社アサインナビ(現 株式会社エル・ティー・エス リンク)が、IT業界の企業・個人が低コストでスピーディーに出会えるプラットフォーム「アサインナビ」のサービス提供開始
2016年1月	株式会社アサインナビ(現 株式会社エル・ティー・エス リンク)にて、コンサルタント向け案件紹介サービスを開始
2016年5月	株式会社アサインナビ(現 株式会社エル・ティー・エス リンク)にて、IT業界特化のM&A支援サービスを開始
2016年7月	「アサインナビ」会員向けデータアナリスト育成支援開始
2016年11月	RPA(Robotic Process Automation)・AIのサービス提供を開始
2017年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2018年8月	株式会社アサインナビ(現 株式会社エル・ティー・エス リンク)にて、フリーコンサルタント向け案件紹介・相談サービスを開始
2018年8月	テクノロジースタートアップ企業との資本・業務提携「デジタルシフトアクセラレータープログラム」を開始
2019年7月	FPTコンサルティングジャパン株式会社を共同で設立し、持分法適用関連会社化
2019年9月	株式会社ワクトの株式を取得し、連結子会社化
2020年1月	株式会社イオトイジャパンの株式を取得し、連結子会社化
2020年7月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2020年12月	株式会社ソフテック(現 株式会社エル・ティー・エス ソフトウェアテクノロジー)の株式を取得し、連結子会社化

年月	概要
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行
2022年10月	連結子会社である株式会社アサインナビの社名を株式会社エル・ティー・エス リンクに変更
2022年10月	本社を東京都港区元赤坂に移転
2023年10月	株式会社H C Sホールディングス（現 株式会社日比谷コンピュータシステム）の株式を取得し、孫会社となる株式会社日比谷コンピュータシステム、株式会社オートマティゴ、株式会社アイシス、株式会社日比谷リソースプランニング、株式会社ビジー・ビーとともに、連結子会社化
2024年 2 月	連結子会社である株式会社ビジー・ビーの株式の一部を譲渡し、持分法適用関連会社化
2024年 2 月	GX（Green Transformation）の実現及び当社グループの企業価値向上に向けて、GX領域のサービスを提供する連結子会社として、株式会社ME-Lab Japanを設立
2024年 4 月	連結子会社である株式会社H C Sホールディングスが株式会社日比谷コンピュータシステム及び株式会社オートマティゴと合併し、社名を株式会社日比谷コンピュータシステムに変更
	連結子会社である株式会社ソフテックの社名を株式会社エル・ティー・エス ソフトウェアテクノロジーに変更
2024年 6 月	連結子会社である株式会社イオトイジャパンを吸収合併
2025年 4 月	株式会社アイシスの全株式を譲渡

3 【事業の内容】

当社グループは、サービスの基本原則として「お客様の成長に貢献する」を掲げ、企業の成長に不可欠な「変革の実行」を支援するために基幹となる方法論である「ビジネスプロセスマネジメント」の能力・実績を通じて、顧客企業のビジネスを変革・成長させるサービスを展開しております。

当社グループは、当社と連結子会社7社及び持分法適用関連会社2社で構成されており、「プロフェッショナルサービス事業」、「プラットフォーム事業」を展開しております。各事業の特徴は以下の通りであります。

＜プロフェッショナルサービス事業＞

当事業は、当社、連結子会社である株式会社ワクト、株式会社エル・ティー・エス ソフトウェアテクノロジー、株式会社日比谷コンピュータシステム、株式会社日比谷リソースプランニング、株式会社ME-Lab Japan及びLTS ASIA Co., Ltd.が行っております。

当事業は、企業現場において意識と行動の変化を促すために教育やコミュニケーション推進施策などを実施することにより、顧客の大規模ITシステム導入等に伴う業務変革を現場に定着させるサービスを出発点として2002年3月に開始し、「企業は継続的な変革によってのみ発展を永続できる」との認識から、ITコンサルティング会社及びERPパッケージベンダー各社との協業体制を強化し、定着支援サービスの提供実績を拡大させました。

その後、顧客の現場での定着支援のエッセンスを当社グループのナレッジとして蓄積し、ナレッジを活用しながら多くの業界・顧客にサービス提供をし続けて知見を深めたことで、顧客サイドでプロジェクトマネジメントを実行するスタイルを確立し、サービスの提供領域を「戦略・ビジネスモデルを含めた成長戦略の構築」「IT導入プロジェクトにおける基本構想策定やシステム企画・選定など上流フェーズ支援」「ビジネスプロセスの可視化・改善」「改善後のビジネスプロセスの実行支援」等を含めるまでに拡大しております。

また、昨今のテクノロジーの進化やデジタルトランスフォーメーション^(注1)の流れの中で、企業においてデジタルテクノロジーの活用・導入が必要となるシーンが増えてきているため、当社グループは顧客の業務に合わせたリサーチ及びテクノロジー活用手法の策定、IoTやマーケティングデータ等の分析によるバリューチェーンの改善、AI・RPA^(注2、注3)等の業務ロボット導入による効率化・自動化等、顧客の業務に適した新たな手段を提供し、顧客の「働き方改革」や「デジタルシフトの実行」を支援しております。

当事業は、提供しているサービスを分類すると、「Business Process & Technology」、「Strategy & Innovation」、「Social & Public」の3つに区分されます。当事業は、当社グループが幅広い業種の企業変革を顧客の現場に入り込み、顧客の課題や当社グループが支援する顧客の変革テーマに応じて、各サービスの支援内容を組み合わせてワンストップで提供しており、サービス提供を完了した時点で対価として報酬を受け取っております。

■Business Process & Technology

デジタル技術が浸透する市場環境において、企業はデジタルを前提に新たなビジネスを創造していく時代になりました。ロボットやデジタル技術による業務の自動化が進み、人の役割は業務の実行以上に、事業構造管理とビジネスプロセスの再構築にシフトしています。この中で人財は、業務実行の経験からだけでは学べない様々なノウハウ、例えばプロセスマネジメントやデジタルテクノロジーの活用といった能力を、学習と変革プログラムの実践を通して獲得していく必要があります。

Business Process & Technology領域のサービスは、戦略や事業のアイデアを事業構造に落とし込み、その実現に必要な変革活動を、ビジネスプロセスやデジタルテクノロジーといったあらゆる側面から整理・組成します。これらの変革活動を通して組織と人財に必要とされる能力のシフトを支援し、これからの時代に求められる企業の事業構造をデザインします。

(主なサービス)

- ・ビジネスコンサルティング
- ・ITコンサルティング
- ・人的資本コンサルティング
- ・アーキテクチャデザイン

■Strategy & Innovation

市場の変化が速く、既存の事業モデルがすぐに陳腐化する中で、企業は新しい事業を継続的に生み出し続けるプレッシャーにさらされています。変化が恒常化した世界では、これまでのように計画を着実に実行していく戦略運営は成り立ちません。事業創造は素早く事業をはじめ、刻々と変化していく事業環境の変化に応じて戦略を修正していく機動的な運営が求められています。

Strategy & Innovation領域のサービスは、変化が恒常化した世界において、企業戦略・事業戦略をお客様と共に考え、立案・実行し後続の取り組みにつなげていきます。また、変革活動への技術適用、最新技術やデータアナリティクスの知見を活用した新規事業創造の活動をご支援します。

(主なサービス)

- ・リサーチ/M&A支援
- ・戦略策定
- ・事業創造/事業再生
- ・データアナリティクス

■Social & Public

今、すべての組織は社会の一員として、持続可能な社会を実現する社会的責務を負っています。これを実現していくためには、社会全体を組織のステークホルダーとして捉えた上で、短期的な経済合理性を超えた新たな業績評価の尺度を構築していく必要があります。行政組織やNPOの運営能力向上と、官民連携の推進も欠くことができない要素ですが、これらの組織の多くは、テクノロジーの活用や組織変革のノウハウが十分ではありません。

Social & Public領域のサービスは、企業のSDGs実現への関与を促すとともに、行政組織やNPOの運営能力向上と官民連携を推進し、ともに持続可能な社会実現のための道筋を考えていきます。

(主なサービス)

- ・CSR/SDGs推進
- ・官民連携/地方創生
- ・行政経営
- ・社会的起業家育成

<プラットフォーム事業>

当事業は、当社及び連結子会社である株式会社エル・ティー・エス リンクが行っております。

当社グループは、プロフェッショナルサービス事業を展開する中で、デジタルトランスフォーメーション等により市場の変化が加速度的に進み、企業各社が自前のリソースだけでは変革を実現できない状況が存在するとの問題意識を持ちました。そこで、当社グループは、「課題を抱える顧客企業と解決手段を持つテクノロジー企業が出会っていない」、「顧客企業の旺盛なIT投資に応えるIT人材の不足」、「自社のIT人材を十分に活用するプロジェクト機会がない」といった課題を解決することを目的として、2014年7月よりプラットフォームサービスとして、「アサインナビ」の提供を開始しております。

「アサインナビ」では、IT人材とITプロジェクトに取り組む顧客企業が直接つながるプロフェッショナルクラウドソーシングの場を提供することで、IT業界の多重下請け構造の改善及び高単価案件の提供を実現し、会員数は継続的に拡大しており、2025年12月31日時点で、法人・個人を合わせ、14,915会員にご登録いただいております。また、フリーコンサルタントのマッチングに特化した「プロフェッショナルハブ」では、大手事業会社やIT・コンサルティング会社との強固なネットワークを活用し、案件紹介や管理業務のサポートなど、フリーコンサルタントの成長をトータルで支援しており、成長IT企業向け会員制コミュニティ「グロースカンパニークラブ」では、事業・サービス成長のヒントやグロースサイクルモデルを学ぶイベントやコンテンツの提供を通じた成長支援を行っております。

「アサインナビ」及び「プロフェッショナルハブ」では、顧客より主に以下の料金を受領しています。

① 会費

IT人材やITプロジェクトの検索ができるプロフェッショナルクラウドソーシングの利用（データベース利用と商談打診）、交流会など各種イベント参加、研修プログラムへの参加など、各種利用形態に応じたメニューを用意しており、それらについて一定の会費を受領しています。

② マッチング収益

案件・人材のマッチングの結果、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、対価を受領しています。

③ イベント/研修（参加費）

「アサインナビ」が主催し、会員間の交流会イベントや勉強会、研修サービスを提供しており、対価として参加費を受領しています。

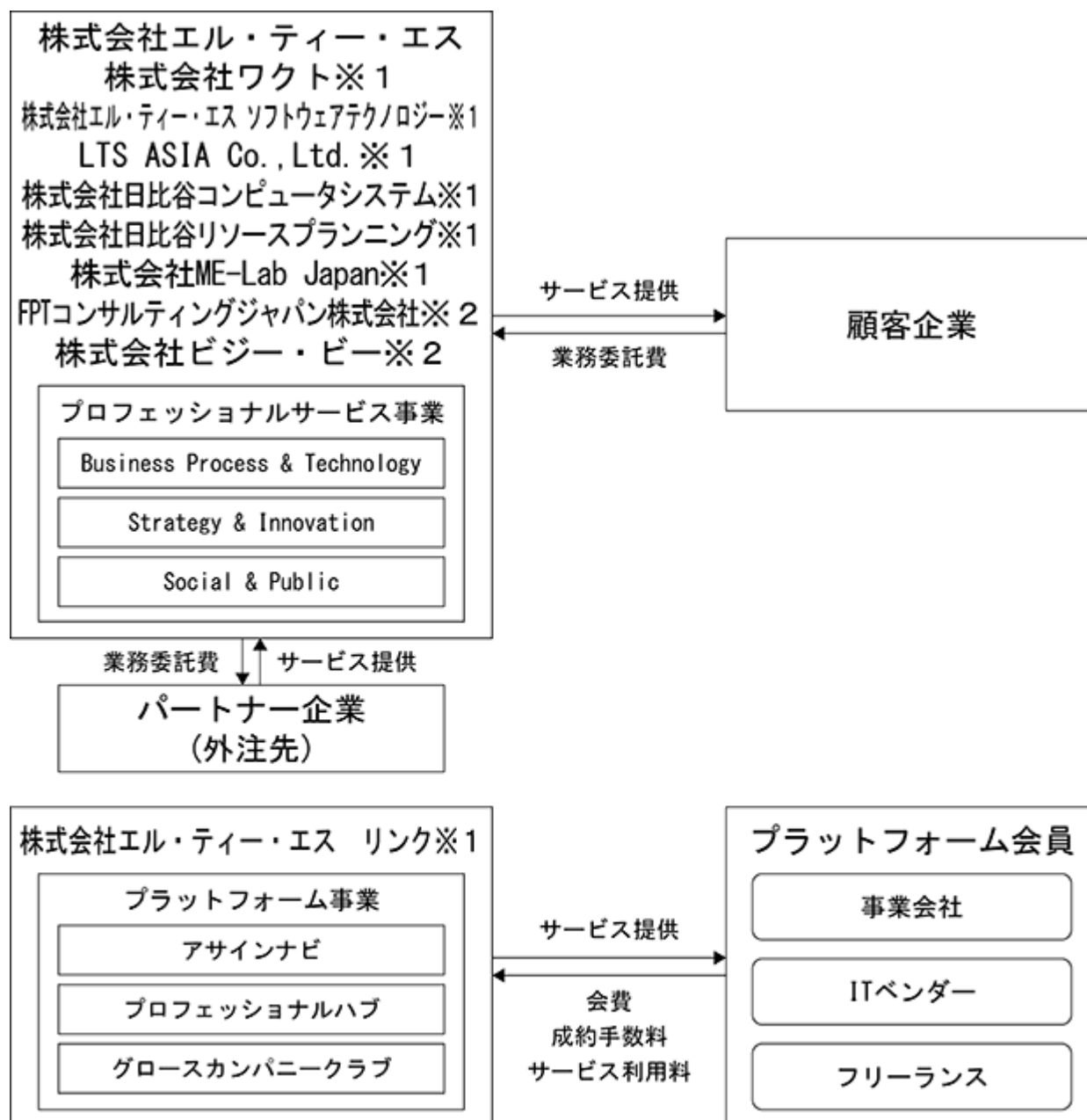
なお、当社は、「アサインナビ」の会員であり、「プロフェッショナルサービス事業」の顧客へのサービス提供に際して、「アサインナビ」プラットフォーム上の会員企業のリソースや、「プロフェッショナルハブ」サービスを活用することで、より多くの顧客課題の解決に取り組むことが可能となっております。また、当社は、顧客のデジタルテクノロジー活用に必須であるものの、絶対数が不足しているデータサイエンティストの育成プログラムを「アサインナビ」プラットフォーム上の会員企業向けに提供する等の施策を進めることによって、「プロフェッショナルサービス」推進に必要となるリソースの拡大にも取り組んでおります。

労働人口の減少が進行し、働き方改革が叫ばれる昨今、企業が継続的に成長するために、外部のリソース活用及びデジタルトランスフォーメーションによる事業構造の進化、テクノロジー活用による生産性向上の重要性が増してきております。そうした中、当社グループは、「プロフェッショナルサービス事業」及び「プラットフォーム事業」を通じて顧客企業に最適な課題解決手段を提供すべく、事業を推進しております。

- （注１） デジタルトランスフォーメーション：2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱した概念で、「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」。IoT、AI（人工知能）、ビッグデータ、アナリティクスなど、デジタル技術を活用することで、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通じて価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。
- （注２） AI：人工知能。Artificial Intelligenceの略で、人工的にコンピュータなどで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術を指す。
- （注３） RPA：Robotic Process Automationの略で、ロボットによる業務自動化の取り組みを表す言葉。主にバックオフィス業務におけるホワイトカラー業務の代行を担う。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



※ 1. 連結子会社

※ 2. 持分法適用関連会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エル・ティー・エス リンク (注) 1	東京都港区	30 百万円	プラットフォーム 事業	100.0	役員の兼任 営業取引 管理業務受託 事務所賃貸
(連結子会社) LTS ASIA Co., Ltd. (注) 1	中華人民共和国 香港特别行政区	500千 香港ドル	プロフェッショナル サービス事業	100.0	役員の兼任 管理業務受託
(連結子会社) 株式会社ワクト (注) 1	東京都港区	10 百万円	プロフェッショナル サービス事業	100.0	役員の兼任 営業取引 事務所賃貸
(連結子会社) 株式会社エル・ティー・エス ソフトウェアテク ノロジー (注) 1	静岡県駿東郡	10 百万円	プロフェッショナル サービス事業	100.0	役員の兼任 営業取引 債務保証
(連結子会社) 株式会社日比谷コン ピュータシステム (注) 1、2、3	東京都江東区	50 百万円	プロフェッショナル サービス事業	100.0	役員の兼任 営業取引 資金取引
(連結子会社) 株式会社日比谷リソース プランニング (注) 1	東京都江東区	40 百万円	プロフェッショナル サービス事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 営業取引
(連結子会社) 株式会社ME-Lab Japan (注) 1	東京都港区	19 百万円	プロフェッショナル サービス事業	90.0	役員の兼任 営業取引 管理業務受託 事務所賃貸
(持分法適用関連会社) FPTコンサルティング ジャパン株式会社 (注) 1	東京都港区	270 百万円	プロフェッショナル サービス事業	20.0	役員の兼任 営業取引
(持分法適用関連会社) 株式会社ビジー・ビー (注) 1	東京都港区	50 百万円	プロフェッショナル サービス事業	41.5 (41.5)	—

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 株式会社日比谷コンピュータシステムについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	①売上高	2,809百万円
	②経常利益	744百万円
	③当期純利益	638百万円
	④純資産額	2,310百万円
	⑤総資産額	2,684百万円

3. 特定子会社に該当しております。

4. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
プロフェッショナルサービス事業	958 (65)
プラットフォーム事業	45 (一)
合計	1,003 (65)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)は、最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
456 (29)	34.8	4年11ヶ月	6,711

セグメントの名称	従業員数(名)
プロフェッショナルサービス事業	456 (29)
プラットフォーム事業	— (一)
合計	456 (29)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)は、最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおける労働組合は日比谷コンピュータシステム労働組合がありますが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

連結子会社である株式会社エル・ティー・エス リンク、株式会社ワクト及び株式会社ME-Lab Japanは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015年法律第64号）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律（1991年法律第76号）」の規程による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

① 提出会社

2025年12月31日現在

当事業年度					補足説明
管理職に 占める 女性労働者 の割合（%） （注1）	男性労働者の 育児休業 取得率（%） （注2）	労働者の男女の 賃金の差異（%）（注1）			
		全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート・ 有期労働者	
13.7	69.2	65.0	67.4	34.8	—

（注）1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

② 連結子会社

連結子会社である株式会社エル・ティー・エス ソフトウェアテクノロジーは、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）の規定による公表項目として選択していないため、記載を省略しております。また、男性労働者の育児休業取得率については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）の規定による公表項目として選択しておらず、かつ、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

連結子会社である株式会社日比谷コンピュータシステム及び株式会社日比谷リソースプランニングは、労働者の男女の賃金の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）の規定による公表項目として選択していないため、記載を省略しております。

2025年12月31日現在

当事業年度									補足説明
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注2)				労働者の男女の 賃金の差異 (%) (注1)			
		全労働者	うち 正規雇用 労働者	うち パート・ 有期労働者	備考	全労働者	うち 正規雇用 労働者	うち パート・ 有期労働者	
(株)日比谷 コ ン ピ ユ ー タ シ ス テ ム	22.9	—	—	—	—	—	—	—	—
(株)日比谷 リ ソ ー ス プ ラ ン ン グ	21.1	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（1991年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

「—」は男性の育児休業取得の対象となる従業員が無いことを示しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、次の「Mission」、「Vision」、「Value」を掲げ、健全かつ公正な事業活動を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、社会の持続的発展に貢献することを目指しております。

■Mission

可能性を解き放つ

～人の持っている可能性を信じ、自由で生き活きとした人間社会を実現する～

■Vision

世界を拓けるプロフェッショナルカンパニー

■Value

私たちのありたい姿

- ・「お客様」「社会」にとってのよつば
Commit as a Professional（プロフェッショナルとしてあり続ける）
- ・「チーム」にとってのよつば
Collaborate across Barriers（協働を加速させる）
- ・「一人ひとり」にとってのよつば
Color Your Own Life（自身の人生を彩っていく）

7つの行動規範

- ・Change 変える・変わる
- ・Learn 学び続ける
- ・Ownership 自ら決め、やり抜く
- ・Venture 未知に踏み出す
- ・Enjoy & Energize 楽しむ、活力をもたらす
- ・Respect 尊重する
- ・Surprise 「枠」を超え、心を動かす

(2) 経営環境及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループを取り巻く市場環境については、デジタル化の急速な進展や労働人口の減少等、企業や人を取り巻く環境やテクノロジーの動向に応じて常に変化していくものと認識しており、その変化はコロナ禍を経て加速しております。社会環境の変化に対応する経営のデジタルトランスフォーメーション（DX）に対するニーズは底堅く、今後も、AI、RPA（Robotic Process Automation）等の業務ロボット導入や、ビッグデータを活用したデジタルマーケティングの導入など、競争力を確保するための戦略的なIT投資は堅調に推移するものと見込んでおります。当社グループでは、優秀な人財の確保及び育成に努め、サービス競争力を継続的に強化させていくことで、「デジタル時代のベストパートナー」として、顧客への提供価値の拡大を目指しております。

このような状況において、事業の成長を表す売上高の前期からの成長率である売上高成長率を重要な経営指標とし、事業運営を行ってまいりました。その結果、積極採用の継続及び2023年10月の株式会社HCSホールディングス（現 株式会社日比谷コンピュータシステム）の子会社化等により、社員1,000名規模の体制を整えることができましたが、一方で、大量採用した人員の受入・定着・育成の枠組みの整備やグループ会社間での連携強化等、当面、収益性を維持しながらの規模拡大に向けた施策が重要となるため、営業利益成長率についても、重要な指標として位置づけております。

(3) 中長期的な経営戦略

上記経営環境のもと、当社グループは、"X"（トランスフォーメーション）を総合的に支援し、デジタル時代のベストパートナーを目指しております。2025年12月期から2027年12月期を「2nd Growth Plan」期間とし、サービス競争力と従業員エンゲージメントを高め、顧客関係を強化することで、2024年12月期までの「1st Growth Plan」期間に低下した収益性の回復を図るとともに、周辺領域・海外事業の探索によって、次の飛躍の土台整備も進めてまいります。「2nd Growth Plan」期間においては、収益性の回復を優先することとし、営業利益年平均成長率20%超を目指して経営を推進しております。オーガニック成長に加え、M&Aによる非連続的な成長についても、重要な成長戦略オプションとして、積極的に活用していく予定です。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、中長期的な成長の実現に向けて、既存の事業基盤及びサービス競争力の強化に対する取り組みを推進しております。一方、既存の内部統制システムの運用を徹底し、重要なステークホルダーである「株主」「顧客」「社員」の更なる満足度向上を通じて企業価値を最大化し、社会に貢献する企業となることを目指すべく、以下の項目を重要な課題として認識し、対処してまいります。

① 優秀な人財の確保

当社グループにおいて、事業規模及び事業領域の拡大には、適切な水準でサービスを提供する質の高い人財の確保が必要であり、人財が最も重要な経営資源であると考えております。今後も積極的な採用活動を継続するとともに、採用した人財に対する成長機会の提供や人事評価制度の整備改善、働きやすい環境の整備などを通じて離職率を抑制し、優秀な人財が定着化する仕組み作りを進めてまいります。

② 人財の育成強化

当社グループでは、顧客ニーズに応じて様々な提案型営業やコンサルティングサービスを提供できる質の高い人財を組織的に育成していく必要があると考えております。確保した人財に対する教育基盤（人財育成プラン）を整備や専門性強化に向けた取り組みを進めるとともに、グループ会社間の人財交流やコンサルタントとエンジニアのキャリア転換機会の充実などを通じ、優秀な人財の育成に向けた取り組みを推進してまいります。

③ ブランド価値の向上と営業体制強化

当社グループが事業基盤を安定的に強化・拡大していくためには、多くのステークホルダーに信頼されるブランドを確立し、その価値を向上させていくことが必要と考えております。当社グループの目指す姿として「デジタル時代のベスト・パートナー」を掲げ、変化する社会の中で成長していく企業を支援するプロフェッショナル集団として、これまで以上に実績を積み上げていくことが重要であり、顧客の特定部門に向けた支援に閉じず、様々なレイヤー・部門・グループ会社に向けて、当社グループが有する多様な専門サービスを効率的に提供していくことができるよう、営業体制の強化を進めてまいります。

④ グループガバナンスの高度化及びグループ連携の強化

当社グループでは、事業領域の拡大及び優秀な人財の確保を主な目的として、今後もM&Aを積極的に推進していく方針です。そのような状況において、当社グループとして健全な成長を継続していくため、子会社を含むグループ全体としてのガバナンス強化並びに内部管理体制強化をこれまで以上に進めるとともに、グループシナジー発揮のため、グループ企業間の営業連携や業務インフラ整備、人事交流等の施策を推進してまいります。

⑤ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、今後の更なる事業成長に向けて、会社規模に応じた適切な内部管理体制の整備を図るために監査等委員会設置会社を選択しております。今後も、運用面の徹底を推進し、実効性のある、効率的かつ信頼性の高い組織基盤を構築・運用してまいります。また、企業価値の更なる向上のため、経営課題としてガバナンス強化に取り組んでおり、コーポレートガバナンス・コードに準拠して取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を高めるとともに、意思決定の迅速化を実現してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループでは、「可能性を解き放つ」というミッションを掲げ、行政組織・企業・NGO・NPO・個人というクライアントの「変革を支え、成長を分かち合い、未来を創ること」に取り組んでいます。各クライアントが解決を目指す社会課題は多様で、大小も様々ですが、プロフェッショナルとして、クライアントの変革・成長・創造を支援することで、社会全体の持続可能性を高めていくため、レングを一つずつ積み重ねていくことが重要であると認識しております。あらゆる組織と個人の可能性を解き放つ、という事業を永く広く提供していくためには、プロフェッショナル人材が世界中にあふれ、そうした人材に選ばれる組織であることが大切と考えております。そのために、現在所属しているプロフェッショナルのみならず、あらゆるセクター、あらゆる年代の人々の可能性を信じ、そのポテンシャルが十分に発揮できるよう、様々な活動を展開してまいります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、サステナビリティについて、事業体としての競争優位性と、企業体としての社会の中での存続正当性の両面から強化していくことが重要であると考えております。ESGとビジネスを両輪とし、中長期的な企業価値向上を目指す中で、併せてクライアントのSX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）を推進することで、クライアントを通じた間接的な社会貢献も追求しています。

（競争優位性）

競争優位性確保のため、下記の資本蓄積を進め、「プロフェッショナル・カンパニー」化を進めます。

・人的資本

性能資本：知識・スキル、経験、資格等

性質資本：態度・意欲、価値観、才能・資質等

・組織資本

構造資本：知的財産、事業モデル、事業ポートフォリオ、業務プロセス等

関係資本：クライアント、ネットワーク、チームワーク、ブランド等

意味資本：風土・文化、スタイル、経営理念（MVV）等

（存続正当性）

社会に貢献していく領域を「人財」と定め、下記項目を通じ、事業存続基盤を守り、社会における存続正当性を高めます。

・個人

健康：健康経営

能力：知識創造経営

・関係性

影響力：全員リーダー経営

公平：DE&I経営

意味・意義：理念経営

当社グループでは、上記の考え方にに基づき、「Mission」「Vision」「Value」のもと、健全かつ公正な事業活動を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、社会の持続的発展に貢献することを目指しております。この方針を実現するための基盤として、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な基盤と位置付けております。サステナビリティの追求は当社グループにおける事業そのものであり、サステナビリティ経営を推進するための専任組織は設けておりませんが、コーポレート・ガバナンスの充実・高度化を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、運用しております。

なお、詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

(2) 戦略

当社グループの事業は、コンサルティング及びシステム開発を基軸としており、適切な水準でサービスを提供する質の高い人財が、最も重要な経営資源であると考えております。そのため、以下の「人事理念」を根幹に据え、

人財の採用及び育成を中心とした人的資本への投資を行っております。

〔人事理念〕

- ～個人のあり方～ 「自律」「自立」：プロフェッショナルとして、主体性を発揮する
- ～組織のあり方～ 「自由」「公正」：ダイナミズムと安心・共感を両立する
- ～関係性のあり方～ 「信頼」「尊重」：組織メンバーとして、お互いの多様性を尊重する

具体的な施策については、競争優位性と存続正当性の交点を以下のマテリアリティ（重要課題）として設定し、重点的に取り組みを進めることにより、持続可能な人的資本経営を実現してまいります。

〔性能資本×能力〕→〔人財育成〕

成長の主体は本人であり、成長しようとする個人を会社が支援する「ラーニングマインド・ファースト」を大切にしています。多様な経験を積むことを可能とし、本人の決断をサポートする、メンバーシップ型とジョブ型を組み合わせた形式のキャリアパス、知識獲得・技術習得の側面と自己啓発・自己実現の側面を考慮した学びの支援（階層別研修、テーマ別研修、自己啓発支援/資格取得支援等）、個人に主眼を置き、能力及び目標達成までのプロセス評価を通じて本人の納得感を追求する評価制度等を整備し、運用しております。

〔性質資本×健康〕→〔健康経営〕

労働集約型のビジネスモデルであり、過重労働・ストレス過多に陥りやすい事業上の特性と、従業員の多くが20代でありキャリアにおける自己基盤が脆弱な社員が多いという組織上の特性を踏まえ、ワークスタイル変革や食事・睡眠・運動改善、病氣予防・健康啓発等の取り組みを進め、健康経営優良法人の認定を受けております。

〔構造資本×能力〕→〔ナレッジ・マネジメント〕

事業上の競争力の源泉は組織としてのナレッジにあり、組織的規模とナレッジの創出力は比例すると考えております。意味のある規模的成長のためには、組織内にナレッジを還流する仕組みが不可欠であり、情報基盤の整備（社内Wiki、アーカイブス、社内ポータル等）、ナレッジの形式知化（PJ事例共有、論文/研究成果の公開等）、トランザクティブメモリー構築（社内勉強会、交流会等）などの取り組みを進めております。

〔構造資本×公平〕→〔コンプライアンス〕

「経営－従業員－顧客－取引先－社会」が、人と人との直接的な信頼関係に支えられている事業・組織であるため、信頼関係の基盤であるコンプライアンスを重視しております。コンプライアンスに関する方針として、コンプライアンスファースト（法令遵守と社会含めた全関係者の期待を裏切らないことを最優先にする姿勢）を掲げております。社内外に各種通報窓口を設置するとともに情報提供があった場合の対応プロセスも明文化し、コンプライアンス意識の醸成を進めております。

〔関係資本×影響力〕→〔リーダーシップ〕

多様な課題に対する組織としての対応力向上のため、リーダーシップのあり方を個人と組織の視点で整理しております。個人の視点では、テーマやメンバー等の多様性に対しリーダーシップを変えながらも、自己規律や情熱等、多様性に対しても変わらない自分らしさを持ち続けること、組織の視点では、市場や技術等の複雑性に対しリーダーを変えながらも、ミッションやビジョン、文化風土等、複雑性に対しても変わらない自社らしさを持ち続けることができるよう、意識の向上に努めております。

〔意味資本×公平〕→〔DE&I〕

複雑な時代・世界にあって、アジリティを持ったダイナミック・オーガニゼーションであるために、またあらゆる個人と組織の「可能性を解き放つ」というパーパスに照らしても、多様性を大切にしています。全ての人が活躍できる会社を目指す施策の一環として、障がいを持つ社員を雇用し、農園「よつば彩園」を運営しております。障がいを持つ社員は、当社グループにとっての4枚目の葉（もう1枚加わることで、三つ葉に質的变化をもたらす存在）であり、当社グループにとっての彩・ひかり（社会と組織を照らし、豊かさと美しさをもたらす存在）であると考えています。

〔意味資本×意味・意義〕→〔理念経営〕

「Mission」、「Vision」、「Value」を経営の中心に据え、会社と社員の価値観を共有することで、組織としての一体感や行動の一貫性を確保するとともに、強いブランドを確立していくことを目指し、研修や日々の業務を通じて、社内に浸透を図っております。

(3) リスク管理

当社グループにおけるサステナビリティに関するリスクについては、グループ内部監査室によるリスクマネジメント活動の中で検討・評価し、管理しております。

リスクマネジメント活動では、対処すべきリスクとリスクが顕在化する原因及びそれに対するコントロールを特定し、リスクの顕在化及び顕在化の兆候を測定する指標のモニタリングを通じて、リスクの顕在化を防ぐコントロールの定期的な見直しを行っております。

(4) 指標及び目標

当社グループにおけるCO2排出量は、下記の通りとなっております。

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
総CO2 (Scope1+2) 排出量 (t-CO ₂)	333	295	108

事業活動を通じた直接排出量であるScope1は、排出量実質ゼロとなっております。

事業活動を通じた間接排出量であるScope2は、人員増に伴うオフィス増床やコロナ禍を経た出社率の上昇等もあり、オフィスにおける電力消費量が増加しておりますが、赤坂オフィスでは再生可能エネルギー由来の電力を導入するなど、排出量削減に向けた取り組みを推進しております。

サプライチェーンでの事業活動における排出量であるScope3は、排出量ゼロとなっております。

当社グループでは、上記の他、サステナビリティに特化した指標及び目標は定めておりませんが、コンプライアンス及び倫理、ダイバーシティ、組織文化、健康・安全・幸福、採用・異動・離職、スキルと能力といった人財に関する各領域別に情報の可視化を進めており、今後、戦略に基づく指標及び目標の設定を進めてまいります。

人的資本への投資という観点では、適切な水準でサービスを提供する人財が最重要の経営資源であるとの認識のもと、採用力の向上、企業内研修の充実、人事評価制度の改善、働きやすい環境の整備等、上記の戦略に基づく各種取り組みを推進し、社員のエンゲージメントを高め、企業価値の増大を目指します。

なお、女性管理職比率、男性育休取得率及び男女賃金差については、5 従業員の状況 (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 に記載しております。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を、以下に記載しております。当社グループは、これらのリスクの可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合における当該リスクによる影響の最小化に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の事業等のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、記載事項における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。また、以下の記載は当社グループに関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① 市場環境の変化について

当社グループは、プロフェッショナルサービス事業において、ビジネスプロセスマネジメントに関する知見及び実績を起点として、コンサルティング及びデジタル活用サービスを変革テーマに応じ、組み合わせて提供しています。ビジネスプロセスマネジメントに係る取り組みを推進する上で、ビジネスモデルの変革と共に、進化を続けるテクノロジーの利用は不可欠となっており、今後も企業のIT投資マインドは高水準で推移することが見込まれますが、国内外の経済情勢や景気動向の悪化、予期せぬ要因による市場拡大の阻害といった状況が生じた場合には、新規顧客開拓の低迷や既存顧客からの受注減少等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について

当社グループが手掛けるプロフェッショナルサービス事業は、一部コンサルティング領域について大手コンサルティング会社やSIer（システムベンダー）と競合する可能性はあるものの、基本的には各ベンダーに対して中立な立場でサービスを提供できる会社として独自のポジションを確立しているため、競合する要素は少ないものと考えております。また、プラットフォーム事業についても、掲載される案件やエンジニア等の情報は他のクラウドソーシングサービス等が扱う領域と異なることから、競合の要素は少ないものと考えております。しかしながら、今後、他社がノウハウを蓄積し、当社グループが提供するサービス領域での競合となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定の取引先への依存について

当社グループの売上について、販売比率(当連結会計年度における連結売上高に占める割合)が売上高全体の10%に近い水準となっている取引先があり、売上高に占める特定の取引先への依存度が高くなっております。当社グループでは、特定の取引先への依存による業績に対する影響を緩和するため、営業力を強化し、積極的な営業活動による新規顧客等の獲得を通じて、営業基盤の拡大に努めて参ります。

しかしながら、当該特定の取引先における経営方針や業績の変化等によって、契約が想定外に短期間で終了した場合や、取引先の意向により規模縮小等の契約変更を余儀なくされた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営に関するリスク

① 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長執行役員である樺島弘明は、当社設立メンバーの1人であり、最高経営責任者として経営方針や事業戦略の立案・決定及び事業推進において重要な役割を果たしております。

当社グループは、経営管理体制の強化、経営幹部の育成等を図ることにより、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により、同氏が当社グループの業務を継続することが困難となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 優秀な人財の獲得及び育成について

当社グループにおいては、人財が最重要経営資源であり、今後の企業規模拡大に向けて、当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人財を継続的に採用し、育成していくことが重要であると考えております。

しかしながら、IT・コンサルティング業界における人財の争奪戦は激しさを増しており、優秀な人財の採用・確保及び育成が計画通りに進まない場合や、優秀な人財の社外流出が生じた場合、人財採用に係るコストが高騰した場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約、顧客に提供するサービスレベルの低下をもたらし、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

③ 外注先の確保について

当社グループのプロフェッショナルサービス事業においては、一部の業務を、専門性や経済性等を考慮して選定した適切な外部協力会社に委託しております。プロジェクト成功のためには、信頼感のある外部協力会社から、タイムリーに支援を受けることのできる体制を構築しておくことが重要です。

現状では、外部協力会社とは安定的な取引関係を保っておりますが、外部協力会社による品質トラブルが発生した場合や必要なコンサルタント数を適切に確保できない場合、外注コストが高騰した場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 不採算案件(プロジェクト)について

当社グループのプロフェッショナルサービス事業においては、各プロジェクトについて想定される難易度及び工数に基づいて見積りを作成し、適正な利益率を確保した上で、プロジェクトを受注しております。受注後は、想定工数に乖離が生じないよう、要員管理・進捗管理・予算管理等のプロジェクト管理を行っておりますが、予期せぬトラブルやスケジュール変更等により工数が大幅に増加し、不採算案件が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ システムトラブルについて

当社グループのプラットフォーム事業における「アサインナビ」サービスは、インターネットを介して顧客に提供されております。安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備の増強やセキュリティ機能の強化、社内体制の整備等を行っておりますが、大規模なプログラム不良やアクセス数の急激な増加に伴う負荷の増加、不正アクセス、自然災害及び予期し得ない事故、その他何らかの要因により大規模なシステム障害が発生した場合には、サービス利用者との信頼関係に悪影響が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 情報セキュリティリスクについて

当社グループでは、サービス提供にあたり、顧客の機密情報や個人情報を受領することがあるため、役員及び従業員に対し、守秘義務の遵守、機密情報や個人情報の情報管理を徹底しております。

しかしながら、何らかの要因によってこれらの情報が外部に漏えいしたり、改ざん・不正使用等の問題が生じた場合、当社グループの社会的信用に重大な影響を与え、損害賠償等の対応費用を含め、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制に関するリスク

① 一般的な法的規制について

現在、プロフェッショナルサービス事業及びプラットフォーム事業のいずれにおいても、事業運営に関する特有の法的規制はありません。しかし、新しく法的規制が制定された場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性、及び事業展開のスピードに悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、プロフェッショナルサービス事業において提供しているサービスには、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業に該当するものがあり、当社は、労働者派遣法に基づき、厚生労働大臣より「労働者派遣事業の許可」を受け、これを実施しております（許可番号：派13－301883、有効期間：2024年8月1日から2029年7月31日まで）。

労働者派遣法では、派遣元事業主が許可の欠格事由に該当した場合には、事業の全部又は一部の停止を命じることや、許可の取り消し等ができる旨を定めております。現時点で、当社が労働者派遣法に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後、何らかの理由により、当社又は当社の役員が労働者派遣法に抵触した場合、当社の事業活動に支障をきたすことが予想され、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 知的財産権について

プラットフォーム事業において提供している「アサインナビ」サービスにおいて使用する商標、ソフトウェア、システム等について、現時点において、第三者の知的財産権を侵害するものはないと認識しております。今後も、権利侵害を回避するため監視・管理等を行っていく方針であります。プラットフォーム事業の事業分野において、当社グループとして認識していない知的財産権が既に成立している可能性、又は新たに第三者による著作権等が成立する可能性もあります。その場合、第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償請求や使用差し止め、権利に関する使用料等の支払請求がなされることが想定され、そのような事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対して、財政状態及び経営成績向上に対する意欲を高めることを目的とした新株予約権(ストック・オプション)を付与しております。新株予約権が権利行使された場合には、既存株主が保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。なお、2025年12月末日現在、新株予約権による潜在株式数は169,290株であり、発行済株式総数4,725,085株の3.6%に相当しております。

② 融資契約における財務制限条項について

当社グループは、事業資金の一部を銀行等の金融機関から融資契約や当座貸越契約等により調達しておりますが、一部の融資契約には、財務制限条項が付されております。今後、金融情勢の変化や事業環境の変化、不祥事等による社会的信用の失墜等により資金調達が困難となった場合、もしくは資金調達コストが大幅に増加した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 企業買収及び資本参加について

当社グループは、デジタルシフトや生産性向上を実現するテクノロジー企業との事業連携強化や事業規模拡大による市場競争力強化を通じた企業価値の向上に向けて、必要に応じて企業買収及び資本参加を含む投資を実施することがあります。実施に当たっては、市場動向や顧客ニーズ、相手先企業の業績や財務状況、技術力や収益性及び投資の回収可能性に関する十分な調査及び検討を行います。買収後の市場環境や競争環境の急激な変化、想定外の事態の発生等により、期待した利益やシナジー効果を確保することができず、投下した資金が回収できない場合や追加的費用が発生した場合等において、投資有価証券評価損及びのれんの減損等多額の損失が発生する可能性があります。当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調で推移しました。一方、米国の通商政策の影響や継続的な物価上昇が個人消費に及ぼす影響等、景気の下振れリスクは高まっており、金融資本市場の変動の影響にも注意が必要など、依然として不透明感の残る状況が続いております。

当社グループの主たる事業領域である情報サービス産業においては、社会環境の変化に対応するためのデジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組みが本格化しております。AI、RPA（Robotic Process Automation）等の業務ロボット導入や働き方改革など、社内における変革活動を側面支援するサービスへのニーズは引き続き高く、多様化するプロジェクト支援に関する需要は底堅く推移しておりますが、ニーズに対応できるIT人材の不足が課題となっています。

このような経営環境のもと、当社グループは、個々の変革プロジェクトを支援するだけでなく、変化に対応し未来を切り拓ける人・事業・組織を創るパートナーとして、コンサルティングの枠組みを越えるサービスで顧客の変革を実行支援する「デジタル時代のベストパートナー」を目指し、顧客の現場に入り込み、顧客の課題や変革テーマに応じた各種支援をワンストップで提供するプロフェッショナルサービス事業及びIT業界をつなぐプラットフォームで変革を支援するプラットフォーム事業を展開してまいりました。プロフェッショナルサービス事業では、戦略コンサルティング事業本部を新設し、戦略・データ・AIなどの専門性及びマクロ環境分析を軸に顧客、特にCXOクラスのあらゆる課題解決と企業価値向上につながる支援サービスにも注力するとともに、積極的な人材採用及び育成活動を継続し、安定的なサービス提供能力の更なる拡大に向けた取り組みを推進いたしました。一部案件でプロジェクト進行上の課題が発生したため、関連する一過性の損失計上を行いました。プラットフォーム事業では、環境変化に対応した組織体制の整備を進め、「プロフェッショナルハブ」サービスを中心に、各既存サービスの拡大に注力しました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高17,101百万円（前期比3.1%増）、営業利益1,185百万円（前期比7.0%増）、経常利益1,293百万円（前期比21.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益696百万円（前期比28.5%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

（プロフェッショナルサービス事業）

プロフェッショナルサービス事業では、IT部門を取り巻く環境も変化する中、一部のシステム開発案件で発生したプロジェクト進行上の課題解決に関連した一過性の損失が収益を圧迫したものの、旺盛なDXに関するニーズが追い風となり、ビジネスプロセスマネジメントを活用した業務の可視化・改善を強みとする従来型のコンサルティング案件（業務分析・設計、IT導入支援・現場展開）の受注は堅調に推移いたしました。鈴与システムテクノロジー株式会社との業務提携による静岡県を中心とする自治体・企業向けのコンサルティングサービスやDX支援の提供、SAP Service Partnerとして、SAP S/4HANA Cloudの導入コンサルティングサービス提供の本格開始等、外部企業との連携も強化しました。また、ITファイナンスの高度化支援サービスやプロダクト企画開発の伴走支援を行うコンサルティングサービス「Product Climb」の提供開始、気候変動対応をはじめとする企業のGX（Green Transformation）支援等を行う株式会社ME-Lab Japanによる「人工衛星データと転移学習を用いた広域ブルーカーボンポテンシャルの推定サービス」の衛星データ活用アワード2024最優秀賞受賞や静岡市が実施する「森林カーボンクレジット創出促進事業」の採択など、先端領域における新たな提供サービスの拡充や、経済産業省タスクフォースにおける「ビジネスアーキテクト」の人材定義の主導など、企業変革・DX推進力の向上に向けた活動にも取り組みました。

この結果、プロフェッショナルサービス事業の売上高は15,643百万円（前期比5.1%増）、セグメント利益（営業利益）は1,211百万円（前期比17.4%増）となりました。

(プラットフォーム事業)

プラットフォーム事業では、IT業界に特化したビジネスマッチングと学びの場を提供するプラットフォームである「アサインナビ」の会員数は、2025年12月31日現在で法人・個人を合わせ14,915会員（前期末比692会員の増加）となりました。クラウドビジネスにおけるサブスク型プラットフォームの導入・運用支援の継続など、IT事業者とプロフェッショナル人材とのつながりをベースとするプラットフォームサービスへの取り組みを進めたものの、「プロフェッショナルハブ」による稼働人員数が伸び悩み、収益性が低下しました。このため、営業体制の見直しをはじめとする組織体制の強化や既存業務の効率化、提供サービスの見直し等、事業そのものの構造改革に取り組みましたが、全体としての収益性改善には至りませんでした。

この結果、プラットフォーム事業の売上高は2,044百万円（前期比8.6%減）、セグメント損失（営業損失）は25百万円（前期は76百万円の利益）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べて2,062百万円減少し、3,376百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益の計上1,006百万円、契約解除損失220百万円、減価償却費179百万円、賞与引当金の増減額100百万円等がありましたが、法人税等の支払額991百万円、売上債権の増減額447百万円、未払消費税等の増減額239百万円、仕入債務の増減額141百万円等により、326百万円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による収入184百万円等がありましたが、有形固定資産の取得による支出140百万円、投資有価証券の取得による支出59百万円、無形固定資産の取得による支出49百万円等により、135百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入1,000百万円、短期借入れによる収入300百万円等がありましたが、長期借入金の返済による支出1,924百万円、自己株式の取得による支出499百万円、短期借入金の返済による支出340百万円、配当金の支払額136百万円等により、1,600百万円の支出となりました。

③ 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社グループが行う事業では、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

b. 受注実績

当社グループが行う事業では、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
プロフェッショナルサービス事業	15,608	104.9
プラットフォーム事業	1,492	86.9
合計	17,101	103.1

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されており、重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

連結財務諸表の作成にあたっては、過去の実績や取引状況を勘案し、合理的と判断される前提に基づき見積りを行っている部分があり、これらの見積りについては不確実性が存在するため、実際の結果とは異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

② 財政状態の分析

(資産の部)

当連結会計年度末の総資産は10,031百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,370百万円減少しました。これは、主に現金及び預金が2,071百万円減少したことによるものであります。

(負債の部)

負債は5,268百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,567百万円減少しました。これは、主に長期借入金が924百万円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

純資産は4,763百万円となり、前連結会計年度末に比べ196百万円増加しました。これは、主に利益剰余金が559百万円、資本金が72百万円、資本剰余金が72百万円増加し、自己株式が499百万円増加したことによるものであります。自己資本比率は、46.3%となっております。

③ 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は17,101百万円となり、前連結会計年度に比べ508百万円増加いたしました。これは、主に、プロフェッショナルサービス事業において既存顧客を中心に受注が堅調に推移したことによるものであります。

(営業利益)

当連結会計年度の売上原価は11,008百万円となり、前連結会計年度に比べ319百万円増加いたしました。これは、主に、プロフェッショナルサービス事業において、コンサルタント及びエンジニアの採用及び昇給により人件費が増加したこと及び適切な要員を確保するため外注加工費等のコストが増加したことによるものであります。

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は4,906百万円となり、前連結会計年度に比べ111百万円増加いたしました。これは、主に、従業員の増加に伴い人件費及び採用費が増加したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は1,185百万円となり、前連結会計年度に比べ77百万円増加いたしました。

(経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は202百万円となり、前連結会計年度に比べ65百万円増加いたしました。これは、主に、持分法による投資利益が増加したことによるものであります。

当連結会計年度の営業外費用は94百万円となり、前連結会計年度に比べ81百万円減少いたしました。これは、主に、持分法による投資損失が減少したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は1,293百万円となり、前連結会計年度に比べ224百万円増加いたしました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は14百万円となり、前連結会計年度に比べ585百万円減少いたしました。これは、主に、前連結会計年度に固定資産売却益及び投資有価証券売却益が発生していたことによるものであります。

当連結会計年度の特別損失は300百万円となり、前連結会計年度に比べ92百万円増加いたしました。これは、主に、請負契約に基づくシステム開発案件でプロジェクト進行上の課題（品質・納期）が発生したことに伴う一過性の損失として、契約解除損失が発生したことによるものであります。

当連結会計年度の法人税等合計は311百万円となり、前連結会計年度に比べ177百万円減少いたしました。これは、法人税、住民税及び事業税の減少に伴うものであります。

以上の結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は696百万円となり、前連結会計年度に比べ277百万円減少いたしました。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑤ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の経営方針に従い、優秀な人財を獲得・育成し、収益性を維持・向上しながら事業規模の拡大を目指しております。

当社グループでは、事業の成長性を見る売上高成長率及び収益性を維持しながらの規模拡大となっているかを見る営業利益成長率を主要な指標として経営を行っております。当連結会計年度における前年度からの売上高成長率は3.1%、営業利益成長率は7.0%となり、順調に事業成長しております。

⑥ 資本の財源及び資金の流動性について

a. キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資金需要及び財政政策

当社グループの資金需要のうち主なものは、人件費や外注加工費等の運転資金、オフィス賃料や人材確保のための採用費等の営業費用であります。これらの資金需要に対し、営業活動によるキャッシュ・フローや金融機関からの借入金等により必要となる資金を調達しており、資金の流動性は十分に確保されております。

5 【重要な契約等】

2024年4月1日以前に締結された、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約については、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第4項により、記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第24期連結会計年度における設備投資の総額は247百万円であり、その主なものは、プロフェッショナルサービス事業における本社改修工事による新規固定資産の取得165百万円及び自社利用のノートパソコン26百万円、プラットフォーム事業における自社利用のソフトウェア48百万円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物	工具、 器具及び 備品	建設 仮勘定	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	
本社ほか1拠点 (東京都港区他)	プロフェッショナルサービス事業 プラットフォーム事業	本社設備 他	192	104	1	—	2	300	456

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 建物は、賃借中のものに対する内部造作であります。
3. 上記事務所は賃借しているものであり、年間の賃借料は224百万円であります。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物	有形固定資産 その他 (工具、器具 及び備品)	土地 (面積㎡)	その他	合計	
㈱日比谷 コンピュータ システム	東陽町H.C.S.ビル (東京都江東区)	プロフェッショナルサービス事業	統括業務施設・ グループ会社への 賃貸不動産	283	43	645 (495.76)	5	977	197

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 株式会社日比谷コンピュータシステムの東陽町H.C.S.ビルは、グループ会社に賃貸しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第 4 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
- (1) 【株式の総数等】
- ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

- ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年 3 月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,725,085	4,725,085	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、株主 の権利としての権利内容に何 ら限定のない当社における標 準となる株式であり、単元株 式数100株であります。
計	4,725,085	4,725,085	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2026年 3 月 1 日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 第14回新株予約権(2016年12月9日臨時株主総会決議及び2016年12月19日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社従業員 36名	当社取締役 1名 当社従業員 36名
新株予約権の数(個)	24,090 (注) 1	24,090 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,090 (注) 1	24,090 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600 (注) 2	600 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2018年12月20日 至 2026年12月19日	自 2018年12月20日 至 2026年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 600 資本組入額 300	発行価額 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、この調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的である株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合及び時価を下回る価額で新株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数}} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりです。

- ①新株予約権者が新株予約権の割当時に会社の取締役、監査役又は従業員である場合、新株予約権の行使時においても会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、取締役及び監査役の任期満了退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、会社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。
 - ②新株予約権者は、当社普通株式が証券取引所に上場されるまでは、新株予約権を行使できないものとする。
4. 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転をするに際して、本新株予約権に係る義務をその株式交換又は株式移転により完全親会社に承継させるものとします。かかる場合において、新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類は完全親会社の普通株式とし、その数はその時に適用ある対象株式数を当該株式交換・移転比率で調整した数とし、行使価格はその時に適用ある行使価格を当該株式交換・移転比率で調整した額とします。

b. 第15回新株予約権(2022年5月19日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6名 当社従業員 16名	当社取締役 6名 当社従業員 16名
新株予約権の数(個)	960 (注) 1	960 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,000 (注) 1	96,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,385 (注) 2	3,385 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2024年4月1日 至 2032年5月31日	自 2024年4月1日 至 2032年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 3,385 資本組入額 1,692.5	発行価額 3,385 資本組入額 1,692.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりです。

- ① 新株予約権者は、2024年12月期から2026年12月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益が、下記(a)から(c)に記載したいずれかの条件を充たした場合、付与された新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。

(a) いずれかの事業年度で営業利益が10億円を超過した場合： 行使可能割合 25%

(b) いずれかの事業年度で営業利益が20億円を超過した場合： 行使可能割合 50%

(c) 上記 (a)、(b) を充たしたうえで、連続する 2 事業年度の営業利益の合計額が35億円を超過した場合： 行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
 - （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - （5）新株予約権を行使することができる期間
上記表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表に定める行使期間の末日までとする。
 - （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表に準じて決定する。
 - （7）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - （8）その他新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
 - （9）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

c. 第16回新株予約権(2022年5月19日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 58名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 1名	当社従業員 58名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 1名
新株予約権の数(個)	186 (注) 1	186 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,600 (注) 1	18,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,565 (注) 2	3,565 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2024年5月20日 至 2032年5月19日	自 2024年5月20日 至 2032年5月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 3,565 資本組入額 1,782.5	発行価額 3,565 資本組入額 1,782.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりです。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

d. 第17回新株予約権(2023年4月27日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社取締役 2名 当社従業員 1名
新株予約権の数(個)	156 (注) 1	156 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,600 (注) 1	15,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,490 (注) 2	2,490 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2025年4月28日 至 2033年4月27日	自 2025年4月28日 至 2033年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,490 資本組入額 1,245	発行価格 2,490 資本組入額 1,245
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、この調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的である株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合及び時価を下回る価額で新株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりです。

- ①新株予約権者が新株予約権の割当時に会社の取締役、監査役又は従業員である場合、新株予約権の行使時においても会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、取締役及び監査役の任期満了退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、会社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）4（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ii 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

e. 第18回新株予約権(2025年9月25日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名	当社取締役 2名
新株予約権の数(個)	150 (注) 1	150 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000 (注) 1	15,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,449 (注) 2	2,449 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2027年9月26日 至 2035年9月25日	自 2027年9月26日 至 2035年9月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,449 資本組入額 1,224.5	発行価格 2,449 資本組入額 1,224.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、この調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的である株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合及び時価を下回る価額で新株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりです。

- ①新株予約権者が新株予約権の割当時に会社の取締役、監査役又は従業員である場合、新株予約権の行使時においても会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、取締役及び監査役の任期満了退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、会社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）4（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ii 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注) 1	173,600	4,371,000	45	575	45	500
2022年10月31日 (注) 2	91,775	4,462,775	144	719	144	644
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注) 1	32,600	4,495,375	8	728	8	653
2023年1月1日～ 2023年12月31日 (注) 1	68,100	4,563,475	14	742	14	667
2024年1月1日～ 2024年12月31日 (注) 1	93,900	4,657,375	25	767	25	692
2025年1月1日～ 2025年12月31日 (注) 1	2,610	4,659,985	0	768	0	693
2025年12月31日 (注) 3	65,100	4,725,085	71	839	71	764

- (注) 1. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。
2. 有償第三者割当
発行価格 3,144円
資本組入額 1,572円
割当先 FPTジャパンホールディングス株式会社
3. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。
発行価格 2,200円
資本組入額 1,100円

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	7	19	27	17	13	1,560	1,643	—
所有株式数 (単元)	—	3,504	3,084	11,272	2,713	71	26,582	47,226	2,485
所有株式数 の割合(%)	—	7.419	6.530	23.868	5.744	0.150	56.286	100	—

(注) 1. 自己株式321,962株は、「個人その他」に3,219単元、「単元未満株式の状況」に62株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
樺島 弘明	東京都新宿区	585,900	13.31
株式会社クレスコ	東京都港区港南 2-15-1	300,000	6.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂 1-8-1	286,700	6.51
金藤 正樹	千葉県八千代市	250,000	5.68
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1-6-1	237,390	5.39
李 成一	東京都杉並区	220,000	5.00
FPTジャパンホールディングス株式会社	東京都港区芝公園 1-7-6	220,000	5.00
GOLDMAN, SACHS & CO	東京都港区虎ノ門 2-6-1	220,000	5.00
塚原 厚	茨城県桜川市	201,000	4.57
株式会社KAH	東京都新宿区北新宿 2-6-29	200,000	4.54
計	—	2,720,990	61.80

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式321,962株があります。

2. 所有株式数には、役員持株会における本人の持分を含んでおりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 321,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,400,700	44,007	—
単元未満株式	普通株式 2,485	—	—
発行済株式総数	4,725,085	—	—
総株主の議決権	—	44,007	—

「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式62株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株 式 会 社 エ ル ・ テ ィ ー ・ エ ス	東京都港区元赤坂1丁 目3番13号	321,900	—	321,900	6.8
計	—	321,900	—	321,900	6.8

(注) 上記には、単元未満株式62株は含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2025年8月14日)での決議状況 (取得期間2025年8月15日～2025年10月21日)	240,000	500
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	231,300	499
残存決議株式の総数及び価額の総額	8,700	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	3.6	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	3.6	0.0

(注) 自己株式の取得方法は東京証券取引所における市場買付により行っております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	41	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
保有自己株式数	321,962	—	321,962	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの取引は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な企業価値向上に向けた一層の事業成長投資を継続しつつ、株主還元についても事業成長とのバランスの中で両立させていくことを目指しております。

配当については、業績や将来の資金需要、財務健全性等も総合的に勘案しつつ、長期安定的に行う普通配当を基本方針としております。配当性向は20%程度を目安としておりますが、事業活動に直接の関わりのない特殊要因（特別損益）により、親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度においては、当該影響を考慮し、配当額を決定いたします。自己株式の取得については、追加的な株主還元施策として、成長投資の機会と資本効率のバランスを考慮し、必要に応じて機動的に実施の是非を判断してまいります。

上記方針を踏まえ、2025年12月期の配当は、期末の普通配当として1株当たり35円（年間配当35円）を、2026年3月24日開催予定の定時株主総会で決議して実施する予定であります。2026年12月期の配当は、期末配当40円（年間配当40円）を予定しております。

また、当社は、取締役会決議により、会社法第454条第5項に規定する中間配当ができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たりの配当額（円）
2026年3月24日 定時株主総会決議（予定）	154	35.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全かつ公正な事業活動を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、社会の持続的発展に貢献することを目指しており、その実現のための基盤として、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けております。企業統治の体制及び内部統制システム等のコーポレート・ガバナンスの仕組みについては、株主をはじめとする各ステークホルダーからの要請や社会動向などを踏まえて、透明、公正かつ迅速な意思決定を行うことができるよう、毎年検証を行い、適宜必要な施策を実施していきます。

② 企業統治の体制及びその体制を採用する理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社を選択しております。また、取締役等の指名及び報酬等に関する手続の公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。

a. 基本的な機関設計

当社の基本的な機関設計は、以下の通りであります。

取締役会：

当社の取締役会は、代表取締役社長 樺島弘明を議長とし、監査等委員でない取締役4名（樺島弘明、李成一、亀本悠、上野亮祐）及び監査等委員である取締役3名（武村文雄（社外取締役）、高橋直樹（社外取締役）、川添晶子（社外取締役））によって構成され、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、法令及び定款、取締役会規程に定めるところにより、経営全般に関する重要な意思決定を行うとともに、子会社を含むグループ全体の事業状況を確認し、各取締役の職務執行状況を多面的に監督・監視することで、当社の経営の効率性及び透明性を確保しております。

監査等委員会：

当社の監査等委員会は、社外取締役 武村文雄を委員長とし、常勤の社外取締役1名（武村文雄）及び非常勤の社外取締役2名（高橋直樹、川添晶子）によって構成され、毎月1回の定例監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員である取締役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて意見を表明するとともに、役員及び従業員へのヒアリング等により、経営に対する適正な監視を行うこととしております。また、内部監査担当及び会計監査人とも密に連携し、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

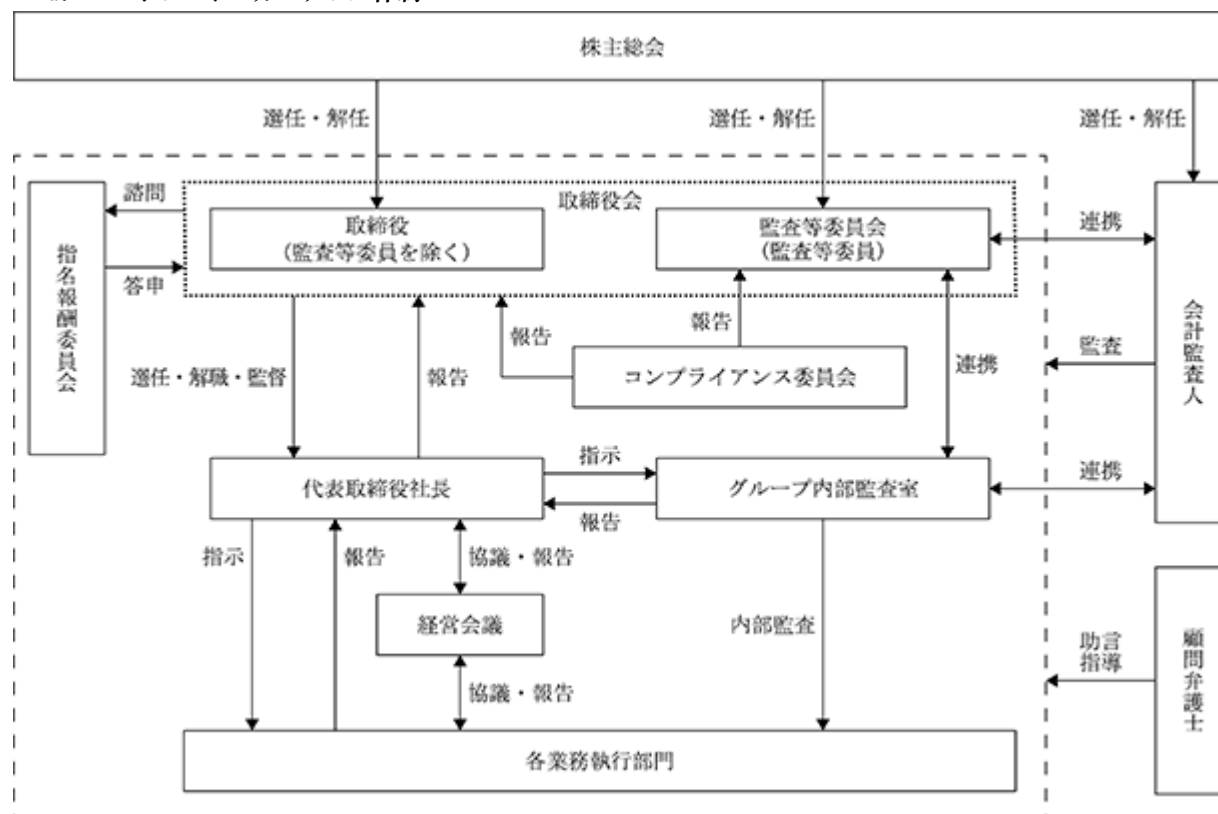
指名報酬委員会：

当社の指名報酬委員会は、社外取締役 武村文雄を委員長とし、代表取締役1名（樺島弘明）及び社外取締役3名（武村文雄、高橋直樹、川添晶子）で構成されております。指名報酬委員会は、予め定める年間スケジュールの他、必要に応じて適宜開催し、監査等委員でない取締役の指名及び報酬等について、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保しております。

経営会議：

当社の経営会議は、社長執行役員 樺島弘明を議長とし、常務以上の執行役員及び部門長で構成され、日常の業務執行を担う執行役員が意思決定を行う上で必要となる重要事項について情報収集及び協議を行い、迅速な意思決定により経営活動の効率化を図ることを目的としております。経営会議は原則として毎月1回以上の頻度で開催しており、構成員に加え、監査等委員である取締役1名（武村文雄）が出席し、必要に応じて意見を述べております。

b. コーポレート・ガバナンス体制



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、この方針に基づいて、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するための体制を整備し、運用を行っております。その上で、内部統制が有効に機能していることを検証するため、グループ内部監査室による内部監査及び監査等委員会による監査を実施しております。

イ) 当社取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月開催し、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定を行う。
- (2) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、職務執行の状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視する。
- (3) 当社の監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務の執行を監査する。

ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報（文書その他の関連資料及び電磁的媒体に記録されたものを含む）については、法令及び文書管理規程等に従って作成及び保存し、取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
- (2) 情報資産の管理については、情報セキュリティ委員会を中心に、情報セキュリティマネジメントシステムの整備を推進するとともに、個人情報保護方針を定めて対応する。

ハ) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び子会社の経営に対する損失の危険に対処すべく、当社及び子会社それぞれの事業領域、事業環境に応じたリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応の方針と体制を整備する。当社及び子会社の経営リスクに対する適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、管理体制を監査し、改善を図る。
- (2) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営企画室長をリスク管理担当者とし、経営会議において十分な審議を行うことで、重大事案発生時の未然防止及び重大事案発生時の損失最小化を図る。
- (3) 増大する情報リスクに対応するため、情報セキュリティ方針を策定し、情報セキュリティ全般について、情報セキュリティ委員会が監視・管理する。
- (4) 法務関連のリスクについて、法務担当部門において契約書の事前審査を行い、内容に応じて弁護士、公認

会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。

ニ)当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の内部監査担当部門において、内部監査規程に基づき、当社及び子会社の各部門における各業務プロセスについて内部監査を実施し、監査結果を社長に直接報告するとともに、不正の発見・防止と業務プロセスの改善指導を行う。
- (2) 当社及び子会社内の内部通報制度としてスピークアップ制度を導入し、当社及び子会社の使用人等は、社内においてコンプライアンス違反行為が生じ、または生じようとしている事実を知った時は、当窓口に通報することができる。会社は、正当な理由なく、内部通報の内容及び調査で得られた個人情報を開示することを禁止されており、内部通報をした者に対して、そのことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- (3) 個人情報管理規程に基づき、個人情報の適正な保護に努める。

ホ)当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 毎月の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項に対して、迅速に対応する。
- (2) 取締役及び各部門長を中心とする経営会議を原則として月1回以上開催し、業務の詳細な事項について協議するとともに、迅速な意思決定と柔軟な組織対応が可能な体制を構築する。
- (3) 職務分掌規程、職務権限規程等の規程を整備し、決裁権限を明確化することにより、経営活動における意思決定と実行の効率性を確保するとともに、責任の明確化を図る。

ヘ)会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社管理規程を定め、子会社の経営管理及び内部統制システムの整備を行う。
- (2) 子会社の取締役等は、必要に応じ当社の取締役会及び経営会議に出席し、各社の事業の状況、コンプライアンスに関する事項、リスク情報等を報告、共有し、意見交換を行う。
- (3) 当社の監査等委員会及び内部監査担当者が子会社各社に対する監査を実施し、適宜改善指導等を行う。

ト)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人、その独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助する者を、当社の使用人から任命する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性確保のため、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会が有し、その任命、異動、評価、懲戒等人事に係る事項は、監査等委員会の事前同意を得る。

チ)当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が監査等委員会に報告をするための体制及びその監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）及び使用人並びに子会社の取締役等は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正の事実若しくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- (2) 監査等委員は、当社の経営会議に出席し、取締役の職務の遂行に関する報告を受けることができる。また、監査等委員会は、いつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等に対して、その職務の執行に関する事項について報告を求めることができる。
- (3) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、当社の対処すべき課題、当社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
- (4) 内部監査部門は、監査等委員会との情報交換を行う等監査等委員会と緊密な連携を保持する。
- (5) 監査等委員会は、監査法人との間で年間監査計画の確認を行うとともに、定期的に意見交換を行い、監査法人との相互連携を図る。
- (6) 監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取り扱いも行わない。

リ)監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことが明らかである場合を除き、所定の手続に従い当該費用又は債務を処理する。

ヌ)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びその子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備及び運用状況について継続的に評価し、必要な措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

ル)反社会的勢力を排除するための体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、当社及びその子会社の全役職員が一体となって反社会的勢力排除に向けた取り組みを行う。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、社長のもと、グループ内部監査室長をリスク管理担当者とし、経営会議メンバーで情報共有を行い、事業を取り巻く経営上のリスクを的確に把握し、重大事案発生未然防止を図るとともに、重大事案発生時における当社グループの損害及び不利益を最小限とするための体制を構築しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる良好な関係を構築するとともに、監査等委員会及び内部監査を通して、リスクに対して迅速に対応できる体制を整えております。

また、当社では、「コンプライアンス規程」に基づき、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的としたコンプライアンス推進体制として、社長をコンプライアンス責任者とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、「コンプライアンスガイドブック」を作成し、責任ある社会の一員として「コンプライアンスファースト」を常に意識し、判断・行動していくことを明文化しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスリスクの識別と評価、コンプライアンス体制の推進と改善、LTS Way(Value、行動規範)の周知徹底と遵守の総括管理、社員教育の計画立案及び実施等を行っており、委員会は原則として四半期毎に開催しております。また、「反社会的勢力排除に関する規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力に対する対応策を講じるとともに、役員及び従業員等が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を実践できる体制を整備・運用しております。

c. 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。))と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定契約に基づく責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。))が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社グループすべての役員、執行役員その他会社法上の重要な使用人を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金、初期対応費用及び争訟費用等を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約の内容を見直し、契約を更新しております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

f. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

g. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

h. 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

(a) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、2019年3月26日開催の第17期定時株主総会前の行為に関する同法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(b) 自己株式の取得

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、また、経済情勢の変化に応じて財務政策等を機動的に遂行することを可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(c) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

④ 取締役会の活動状況

当社は、当事業年度において、取締役会を17回開催いたしました。

各取締役の出席状況は、次のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	樺島 弘明	17	17
取締役	李 成一	17	17
取締役	金川 裕一	3	3
取締役	亀本 悠	17	17
取締役	上野 亮祐	17	17
取締役	塚原 厚	3	3
社外取締役	武村 文雄	17	17
社外取締役	高橋 直樹	17	17
社外取締役	川添 晶子	17	17

(注) 取締役金川裕一及び取締役塚原厚は、2025年3月25日開催の第23期定時株主総会終結の時を持って退任したため、出席対象となる取締役会の回数が他の役員と異なっております。

取締役会においては、当社の経営に関する重要な事項について、審議・決定しております。

具体的には、組織変更に関する事項、重要な人事に関する事項、会社の決算に関する事項、重要な規定に関する事項、その他重要な業務執行に関する事項等について、審議・決定いたしました。

⑤ 指名報酬委員会の活動状況

当社は、当事業年度において、指名報酬委員会を3回開催いたしました。

各委員の出席状況は、次のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	樺島 弘明	3	3
社外取締役	武村 文雄	3	3
社外取締役	高橋 直樹	3	3
社外取締役	川添 晶子	3	3

指名報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、監査等委員でない取締役の選任、代表取締役の選任、役付取締役の選任、取締役の個人別報酬等について審議し、取締役会に対し答申しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

2026年3月23日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。2026年3月24日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決され、当該定時株主総会直後に開催予定の取締役会にて決議事項(代表取締役選任の件及び役付取締役選任の件)が承認可決された場合、全員再任となり、役員の状況は以下の状況から変更が生じない予定です。

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員	樺島弘明	1975年10月26日	1998年4月	アイエスジー生命保険株式会社(現 エヌエヌ生命保険株式会社)入社	(注) 2	786,500 (注) 5 (注) 6
			2000年7月	株式会社IQ3入社		
			2001年6月	株式会社ラーニング・テクノロジー・コンサルティング入社		
			2002年3月	当社設立 取締役		
			2002年12月	当社 代表取締役社長		
			2019年4月	株式会社オフィスバンク（現 株式会社HATARABA） 社外取締役		
			2019年8月	株式会社アサインナビ（現 株式会社エル・ティー・エス リンク） 代表取締役社長		
			2019年10月	株式会社フィックスターズ 社外取締役（現任）		
			2020年1月	当社 代表取締役社長CEO ICTエンジニアリング本部担当、グループ経営推進室担当、グループ内部監査室担当		
			2022年10月	株式会社エル・ティー・エス リンク 取締役		
			2023年5月	株式会社マーキュリーリアルテックイノベーション（現 株式会社マーキュリー） 社外取締役（現任）		
			2023年12月	株式会社HCSホールディングス（現 株式会社日比谷コンピュータシステム） 取締役		
			2024年3月	当社 代表取締役 社長執行役員 グループ内部監査室管掌、IR推進室管掌		
			2024年8月	株式会社NEXT ONE 社外取締役（現任）		
			2025年1月	当社 代表取締役 社長執行役員 経営企画本部管掌、採用推進部管掌、組織人材開発部管掌、人事総務部管掌、グループ内部監査室管掌、社長室管掌		
			2025年4月	当社 代表取締役 社長執行役員 HR部門担当		
			2026年1月	当社 代表取締役 社長執行役員 人事本部長（現任）		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 副社長執行役員	李成一	1975年11月17日	1998年4月	アンダーセンコンサルティング株式会社(現 アクセンチュア株式会社)入社	(注) 2	350,299 (注) 5 (注) 6
			2000年5月	株式会社IQ3入社		
			2001年6月	株式会社ラーニング・テクノロジー・コンサルティング入社		
			2002年3月	当社設立 取締役		
			2005年1月	当社 取締役副社長		
			2019年5月	当社 取締役副社長C00 関西事業部担当、経営管理部担当		
			2020年8月	当社 取締役副社長C00 関西事業部担当		
			2021年1月	株式会社イオトイジャパン 取締役		
			2021年3月	当社 取締役副社長 関西事業部担当		
			2021年7月	株式会社ワクト 監査役		
			2022年6月	株式会社ワクト 取締役(現任)		
			2023年12月	株式会社HCSホールディングス(現 株式会社日比谷コンピュータシステム) 取締役会長		
			2024年3月	当社 取締役 副社長執行役員 財務経理部管掌 株式会社インフォーマート 社外取締役(現任)		
			2024年12月	株式会社ME-Lab Japan 取締役(現任)		
			2025年1月	当社 取締役 副社長執行役員 ビジネスサポート部管掌、財務経理部管掌(現任) 株式会社エル・ティー・エス リンク 取締役(現任) 株式会社日比谷コンピュータシステム 取締役(現任) 株式会社日比谷リソースプランニング 取締役(現任)		
			2025年4月	当社 取締役 副社長執行役員 Admin/Finance部門群担当(現任) 株式会社エル・ティー・エス ソフトウェアテクノロジー 取締役(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 副社長執行役員	亀本悠	1980年8月8日	2009年5月 2011年10月 2017年1月 2018年1月 2019年3月 2020年1月 2021年1月 2021年3月 2024年3月 2025年1月 2026年1月	株式会社フィンチジャパン 入社 当社 入社 当社 Business Development & Insights部長 当社 執行役員 Business Development & Insights部長 当社 取締役 兼 執行役員 Strategy & Insights 部長 株式会社イオトイジャパン 取締役 当社 取締役 Strategy & Execution Consulting本部担当 兼 執行役員 Strategy & Execution Consulting本部長 当 社 取 締 役 CSO Strategy & Execution Consulting本部担当 兼 執行役員 Strategy & Execution Consulting本部長 当 社 取 締 役 副 社 長 執行役員 Cosulting事業本部管掌、経営企画部管掌、マーケティング&セールス部管掌 当社 取締役 副社長執行役員 戦略コンサルティング事業本部管掌、Consulting事業本部管掌、戦略コンサルティング事業本部長 Strategy & Management Cosulting事業部長 当社 取締役 副社長執行役員 戦略コンサルティング事業本部長、Strategy & Management Cosulting事業部長 (現任)	(注) 2	9,899 (注) 6
取締役 副社長執行役員	上野亮祐	1985年10月11日	2008年4月 2017年1月 2018年1月 2019年3月 2020年1月 2021年3月 2024年3月 2025年1月 2025年4月 2026年1月	当社入社 当社 ビジネスコンサルティング本部 第2部長 当社 執行役員 ビジネスコンサルティング本部 第2部長 当社 取締役 兼 執行役員 ビジネスコンサルティング第2部長 当社 取締役 ビジネスコンサルティング第1部担当、ビジネスコンサルティング第2部担当、組織人財開発部担当 兼 執行役員 ビジネスコンサルティング第2部長 当社 取締役COO ビジネスコンサルティング第1部担当、ビジネスコンサルティング第2部担当、ビジネスコンサルティング第3部担当、ビジネスマネジメント本部担当 兼 執行役員 ビジネスコンサルティング第2部長 当社 取締役 専務執行役員 ERP&EPM事業本部管掌、Digital事業本部管掌、KM推進室管掌、情報システム部管掌、人事総務部管掌、事業管理部管掌 Digital事業本部長 当 社 取 締 役 専 務 執 行 役 員 Enterprise Transformation事業本部管掌 Digital事業本部管掌、Digital事業本部長 当 社 取 締 役 副 社 長 執行役員 Digital事業本部長 当 社 取 締 役 副 社 長 執行役員 Digital事業本部長、DX事業部長、Industrial Serviceグループ長 (現任)	(注) 2	20,299 (注) 6

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	武村文雄	1949年1月1日	1973年4月 2002年1月 2004年4月 2006年5月 2007年1月 2008年4月 2011年11月 2014年9月 2018年3月 2019年3月 2021年6月 2022年6月 2024年6月	日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 同社 理事 同社 執行役員 グローバル・ビジネス・サービス インダストリアル担当 同社 執行役員 グローバル・ビジネス・サービス アプリケーション・サービス担当 日本アイ・ビー・エム・サービス株式会社専務取締役 株式会社JALインフォテック 代表取締役社長 日本アイ・ビー・エム株式会社 顧問 東京都市大学 知識工学部 非常勤講師 当社 常勤監査役 当社 取締役 (監査等委員) (現任) 株式会社三五 社外取締役 株式会社ワクト 監査役 (現任) 公益財団法人三五ものづくり財団 理事 (現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	高橋直樹	1961年4月26日	1985年4月 1993年4月 1995年4月 1998年2月 2000年5月 2001年8月 2009年9月 2013年9月 2013年9月 2015年5月 2016年12月 2018年9月 2019年3月 2020年1月 2021年3月 2025年1月 2025年4月	日産自動車株式会社 入社 米国ニューヨーク州弁護士資格取得 ホワイとケース法律事務所 東京オフィス 入社 日本コカ・コーラ株式会社 入社 株式会社IQ3 取締役上級副社長 アメリカンインターナショナルグループ株式会社 入社 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役常務執行役員 富士火災海上保険株式会社 監査役 アメリカンホーム医療損害保険株式会社 監査役 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 監査役 当社 監査役 ATOZコンサルティング合同会社 業務執行社員(現任) 当社 取締役 (監査等委員) (現任) 株式会社イオトイジャパン監査役 株式会社ビーエイ 取締役 株式会社NAVIS 取締役 (現任) 株式会社WINZ plus 取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	川添晶子	1975年11月13日	1998年4月 2001年7月 2007年9月 2014年8月 2021年7月 2024年3月 2025年11月	監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 公認会計士川添晶子事務所設立 所長 (現任) 株式会社リクルートアドミニストレーション (現 株式会社リクルート) 入社 ひかり監査法人 社員 (現任) 当社 取締役 (監査等委員) (現任) 株式会社大庄 社外監査役 (現任)	(注) 3	—
計						1,166,997

- (注) 1. 取締役 武村文雄、高橋直樹、川添晶子は、社外取締役であります。
2. 2026年3月24日開催予定の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 当社では、取締役を兼務する執行役員の他、一定規模の事業組織運営を担う常務執行役員及び会社の主要な業務執行を担当する執行役員として、下記の者を配置しております。

常務執行役員	Cosulting事業本部長	白鳥 健太郎
常務執行役員	Enterprise Transformation事業本部長	高橋 矢
常務執行役員	株式会社エル・ティー・エス ソフトウェアテクノロジー 代表取締役社長	塚原 厚
常務執行役員	C S O (Cheif Strategy Officer) ビジネスマネジメント本部長	山本 政樹
執行役員	Data Lead事業部長 株式会社ME-Lab Japan 代表取締役社長	坂内 匠

執行役員	Corporate Advisory部長	長谷川 敬洋
執行役員	経営革新・ヒューマノクラシー推進事業部長	島野 陽介
執行役員	BX事業部（関西）	筒井 祐輔
執行役員	Digital事業本部 副本部長	堂本 純輝
執行役員	Digital事業本部 副本部長	松本 涼司
執行役員	Digital事業本部 副本部長	田之畑 聡
執行役員	Financial & Publicグループ長	神瀬 功崇
執行役員	EA事業部長	齋藤 純一郎
執行役員	BizDev推進部 副部長	日高 幹人
執行役員	マーケティング&セールス部長	飯島 正純
執行役員	情報システム部長	漆畑 晃司
執行役員	CFO (Chief Financial Officer) 財務経理部長	高麗 貴志
執行役員	ビジネスサポート部長 株式会社日比谷コンピュータシステム 代表取締役社長 株式会社日比谷リソースプランニング 代表取締役社長	飯田 耕三
執行役員	人事本部 副本部長 株式会社ワクト 代表取締役社長	千葉 幹夫
執行役員	人事総務部長 株式会社エル・ティー・エス リンク 取締役	時田 匡二郎
執行役員	社長室長	山本 行道
執行役員	グループ内部監査室長	坂下 久弥
執行役員	FPTコンサルティングジャパン株式会社 取締役COO	吉田 悦章
執行役員	株式会社エル・ティー・エス リンク 代表取締役社長	高倉 敏行
執行役員	株式会社エル・ティー・エス リンク 取締役	村上 正也

５．代表取締役 樺島弘明、取締役 李成一の所有株式数には、各氏の資産管理会社が有する株式数を含んでおります。

６．代表取締役 樺島弘明、取締役 李成一、取締役 亀本悠、取締役 上野亮祐の所有株式数には、エル・ティー・エス役員持株会における各氏の持分を含んでおります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名で、当社との間に特別な利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の武村文雄氏は、大手IT企業における職務経験が長く、システム開発・運用業務全般に対する専門的な知見を有するとともに、関連会社において社長を務めるなど、企業経営者としての経験と経営全般に対する幅広い見識を有しており、重要な経営の意思決定や経営の監督において、適切な助言・提言を行っていただくことを期待して選任しております。

監査等委員である社外取締役の高橋直樹氏は、複数の事業会社や保険会社において一貫して企業法務に携わり、コーポレート部門の担当役員として企業経営にも関与しており、企業法務及び企業経営に関する専門的知見に基づいて適法性及び妥当性の観点から客観的な助言・提言を行っていただくことを期待して選任しております。

監査等委員である社外取締役の川添晶子氏は、公認会計士として、会計監査業務や内部統制構築等の経営支援業務における豊富な業務経験に加え、事業会社における経営企画やファイナンス部門での業務遂行及び組織マネジメントの経験を有しており、重要な経営の意思決定や経営の監督において、客観的な助言及び提言を行っていただくことを期待して選任しております。

当社は、社外取締役の選任にあたり、独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任に当たっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、経営状況等をモニタリングするとともに、事業運営上必要と思われる助言、提言や意見交換を行っております。監査等委員である社外取締役は、定期的に会計監査人と情報交換を行い、監査計画、監査実施状況及び監査で指摘された問題点等について報告を受けるとともに、監査に関する情報の共有と意見交換を行っております。また、内部監査担当者とも定期的に情報交換を行い、内部監査における重点監査項目に関する意見交換や内部監査実施状況及び監査で指摘された内部統制上の問題点等について報告を受け、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会による監査の状況

当社の監査等委員会は、常勤の社外取締役1名及び非常勤の社外取締役2名による監査体制となっております。監査等委員である取締役は、監査等委員会で策定された監査等委員会規則に基づき、必要に応じて経営会議等の重要な会議に出席し、意思決定プロセスを監査するほか、重要書類の閲覧、取締役及び従業員に対するヒアリング、子会社取締役及び監査役との連携等を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を高めるとともに、監査上の問題点の有無や課題等についても情報共有を行うことで、三様監査による監査機能の向上を図っております。

当事業年度において、当社は監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査等委員	武村 文雄	13	13
監査等委員	高橋 直樹	13	13
監査等委員	川添 晶子	13	13

監査等委員会における主な検討事項は、監査報告の作成、会計監査人の選解任及び報酬、取締役の選解任及び報酬に関する意見等の法定事項に加え、日々の監査活動で把握した課題に関するモニタリング、意思決定プロセスの適法性及び妥当性の検討等についてであります。

また、常勤監査等委員の主な活動としては、経営会議やコンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会等の重要会議体への出席、年間監査計画に基づく社内各部門業務に対する監査手続、取締役及び執行役員へのヒアリング等を実施しております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、社長直轄のグループ内部監査室（3名）が実施しております。内部監査担当者は、内部監査規程及び社長から承認を得た内部監査計画に基づき、各部門の業務活動に関し、社内規程やコンプライアンスに則り、適正かつ効率的に行われているか、監査を行っております。内部監査全体のアプローチやリスク評価、監査手続の策定並びに発見事項の分析に当たっては、随時外部の専門家の意見を取り入れて、内部監査の専門的観点も取り込んでおります。内部監査の結果は、グループ内部監査室から社長に直接報告されており、取締役会への直接報告は行っておりません。被監査部門に対する指摘事項に対しては、グループ内部監査室がその改善状況をモニタリングすることにより、監査の実効性を確保しております。

なお、グループ内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人とは独立した監査を実施しつつも、定期的に情報交換を行うことで監査に必要となる情報の共有及び相互連携を進め、三様監査による監査機能の向上を図っております。また、グループ内部監査室から監査の実施状況について監査等委員会へ直接報告する場として、原則として毎月、情報交換会を開催しております。

③ 会計監査の状況

1. 監査法人の名称

三優監査法人

2. 継続監査期間

1年間

3. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 : 増田涼恵氏、井形敦昌氏

4. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他15名であります。

5. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会公表の「会計監査人の評価及び選定基準に関する監査役等の実務指

針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査の実績等を踏まえ、会計監査人を総合的に評価し、選定を行っております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、上記の監査法人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日常的な監査活動等を通じ、経営者や内部監査担当者、経理担当者等とのコミュニケーションや、グループ全体の監査、不正リスクへの対応等の観点で評価を行い、三優監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

7. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第23期 有限責任監査法人トーマツ

第24期 三優監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

三優監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

異動の年月日

2025年3月25日

退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2017年9月4日

退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2025年3月25日開催予定の第23期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。同監査法人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えているものと考えておりますが、当社の事業状況及び監査環境の変化等により監査工数及び監査報酬が増加傾向にあることを踏まえ、事業状況に適した監査報酬と監査対応の相当性等について、他の監査法人と比較検討を行ってまいりました。その結果、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、職業倫理、品質管理体制、監査報酬に加え、当社の事業規模に適した新たな視点での監査が期待できること等を総合的に勘案し、新たに三優監査法人を会計監査人として選任いたしました。

上記の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

1. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	87	—	61	5
連結子会社	—	—	—	—
計	87	—	61	5

(注) 当社における当連結会計年度の非監査業務の内容は、監査契約を締結するための予備調査業務等であります。上記以外に、前任会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対し、監査業務報酬等として、5百万円を支払っております。

2. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（1. を除く）

該当事項はありません。

3. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

4. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案した上で決定する方針としており、監査等委員会の同意を得て決定しております。

5. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会公表の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画における監査時間及び監査報酬の推移、過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、報酬額の見積り算出根拠が適切であるかを検討した上で、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、基本報酬、業績連動報酬（賞与）、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬及び職務執行の対価として付与するストック・オプションとしての新株予約権）で構成されており、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会で報酬構成や水準等について審議を行い、その答申を踏まえて、取締役会決議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額については、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成されており、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、以下の通りです。

(a) 個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の規模や業績、従業員の給与水準、社会情勢や市場水準、同業他社との比較等を総合的に勘案し、当社における経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい水準として決定するものとしております。

(b) 業績連動報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の持続的向上を図るため、各事業年度の業績目標（経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益）を達成した場合に、目標の達成度、各人の役職・職責や成果等を総合的に勘案し、支給額を決定するものとしております。

(c) 非金銭報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬の支給及び職務執行の対価として付与するストック・オプションとしての新株予約権を支給しております。具体的な配分については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定することとしています。

(d) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬については、在任中、毎月定額支給することとしております。

業績連動報酬については、各事業年度末日後に、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において、当該事業年度分の支給額を決定しております。

非金銭報酬等については、経営環境等を踏まえ、インセンティブ付与の必要性が認められる場合に、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決定により付与しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の額は、2022年3月16日開催の第20期定時株主総会において年額400百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年3月26日開催の第17期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額25百万円以内、株式数の上限を年15,000株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）、2023年3月23日開催の第21期定時株主総会において、職務執行の対価として付与するストック・オプションとしての新株予約権の額を年額50百万円以内、新株予約権の目的である株式数の上限を年15,000株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議されております。第17期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は4名、第21期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年3月16日開催の第20期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、基本報酬について、2024年3月28日開催の取締役会において、指名報酬委員会の答申を踏まえた議論を行い、決議を行っております。この決議に際しては、指名報酬委員会が決定方針との整合性を含め多角的に検討を行い、取締役会もその答申を尊重する形で決議を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	171	163	—	8	6
社外取締役 (監査等委員)	19	19	—	—	3

(注) 上記「非金銭報酬等」は、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額及びストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額です。

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株価の値上がり又は株式に係る配当による利益確保を目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の、取引先との関係強化や情報収集等を目的として保有する株式を純投資目的以外の投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資以外の目的で保有する上場株式について、事業戦略上の重要性のある取引先との関係構築・維持・強化などを目的とし、当社の中長期的な企業価値向上の視点から意義が認められる場合に限り保有する方針としております。

保有の適否に関しましては、毎年の取締役会において、上記の保有方針に基づき個別の株式ごとに保有目的、保有メリット及び当該株式の減損リスク等を総合的に勘案して保有の合理性を検証しており、検証の結果に基づいて、継続保有、または売却の判断を行うこととしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	6	207
非上場株式以外の株式	2	66

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	59	保有先との関係強化・連携等を通じ、当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものと判断したため。
非上場株式以外の株式	1	—	保有していた非上場株式が新規上場したため

(注) 非上場株式以外の増加銘柄1は、保有していた株式が新規上場したことによる増加であり、取得価額の発生はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	—
非上場株式以外の株式	—	—

(注) 非上場株式の減少銘柄1は、保有していた株式が新規上場したことによる減少であり、売却価額の発生はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
アウトロック コンサルティ ング(株)	16,600	16,600	保有先との関係強化・連携等を通じ、当社グ ループの中長期的な企業価値向上に資するも のと判断したため。	無
	29	17		
(株)FUNDINNO	30,000	—	保有先との関係強化・連携等を通じ、当社グ ループの中長期的な企業価値向上に資するも のと判断したため。	無
	36	—		

（注）定量的な保有効果については、記載が困難なため記載しておりませんが、毎年取締役会において上記方針に基
づき検証しており、保有の合理性があると判断しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変
更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第23期連結会計年度及び第23期事業年度 有限責任監査法人トーマツ

第24期連結会計年度及び第24期事業年度 三優監査法人

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の主催するセミナーへの参加や社内研修等を行っており、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,447	3,376
売掛金及び契約資産	※1 2,462	※1 2,845
電子記録債権	129	160
仕掛品	30	23
未収還付法人税等	—	156
その他	213	317
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	8,281	6,877
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	451	554
減価償却累計額	△54	△77
建物及び構築物（純額）	※3 397	※3 477
工具、器具及び備品	433	464
減価償却累計額	△248	△304
工具、器具及び備品（純額）	184	159
土地	※3 645	※3 645
その他	10	6
有形固定資産合計	1,237	1,289
無形固定資産		
のれん	561	488
顧客関連資産	194	166
ソフトウェア	78	90
ソフトウェア仮勘定	39	2
その他	2	0
無形固定資産合計	876	747
投資その他の資産		
敷金及び保証金	291	323
繰延税金資産	85	53
投資有価証券	※2 560	※2 551
その他	70	188
投資その他の資産合計	1,006	1,117
固定資産合計	3,120	3,154
資産合計	11,402	10,031

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	921	777
短期借入金	※3, ※4 40	—
1年内返済予定の長期借入金	860	958
未払金	502	734
未払法人税等	573	51
賞与引当金	187	288
役員賞与引当金	4	4
契約負債	27	24
受注損失引当金	3	0
その他	531	263
流動負債合計	3,653	3,102
固定負債		
長期借入金	2,981	1,959
退職給付に係る負債	141	151
繰延税金負債	45	40
その他	13	14
固定負債合計	3,182	2,166
負債合計	6,835	5,268
純資産の部		
株主資本		
資本金	767	839
資本剰余金	1,019	1,092
利益剰余金	2,944	3,504
自己株式	△293	△793
株主資本合計	4,438	4,642
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12	4
為替換算調整勘定	1	1
その他の包括利益累計額合計	14	5
新株予約権	112	115
非支配株主持分	1	—
純資産合計	4,566	4,763
負債純資産合計	11,402	10,031

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 16,592	※1 17,101
売上原価	※2 10,689	※2 11,008
売上総利益	5,903	6,092
販売費及び一般管理費	※3 4,795	※3 4,906
営業利益	1,107	1,185
営業外収益		
助成金収入	17	27
持分法による投資利益	—	94
不動産賃貸料	105	64
その他	14	16
営業外収益合計	136	202
営業外費用		
支払利息	53	41
持分法による投資損失	55	—
不動産賃貸費用	46	46
その他	19	5
営業外費用合計	175	94
経常利益	1,069	1,293
特別利益		
固定資産売却益	※4 567	—
投資有価証券売却益	32	—
持分変動利益	—	10
新株予約権戻入益	—	3
特別利益合計	599	14
特別損失		
投資有価証券評価損	208	—
減損損失	—	※6 9
投資有価証券売却損	—	9
固定資産除却損	—	※5 61
契約解除損失	—	※7 220
特別損失合計	208	300
税金等調整前当期純利益	1,459	1,006
法人税、住民税及び事業税	755	314
法人税等調整額	△266	△2
法人税等合計	488	311
当期純利益	970	695
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△2	△1
親会社株主に帰属する当期純利益	973	696

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	970	695
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	19	△8
為替換算調整勘定	0	△0
その他の包括利益合計	20	△8
包括利益	991	686
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	993	687
非支配株主に係る包括利益	△2	△1

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	742	993	1,964	△200	3,499
当期変動額					
新株の発行	25	25	—	—	50
剰余金の配当	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	973	—	973
自己株式の取得	—	—	—	△93	△93
連結子会社の減少による非支配株主持分の増減	—	—	—	—	—
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	0	—	—	0
連結子会社の増資による持分の増減	—	0	—	—	0
持分法の適用範囲の変動	—	—	6	—	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	25	26	980	△93	938
当期末残高	767	1,019	2,944	△293	4,438

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△7	1	△5	75	49	3,618
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	50
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	973
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△93
連結子会社の減少による非支配株主持分の増減	—	—	—	—	△45	△45
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	—	—	—	△1	△1
連結子会社の増資による持分の増減	—	—	—	—	1	2
持分法の適用範囲の変動	—	—	—	—	—	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19	0	20	37	△2	54
当期変動額合計	19	0	20	37	△48	947
当期末残高	12	1	14	112	1	4,566

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	767	1,019	2,944	△293	4,438
当期変動額					
新株の発行	72	72	—	—	144
剰余金の配当	—	—	△137	—	△137
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	696	—	696
自己株式の取得	—	—	—	△499	△499
連結子会社の減少による非支配株主持分の増減	—	—	—	—	—
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	—	—	—	—
連結子会社の増資による持分の増減	—	—	—	—	—
持分法の適用範囲の変動	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	72	72	559	△499	204
当期末残高	839	1,092	3,504	△793	4,642

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	12	1	14	112	1	4,566
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	144
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△137
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	696
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△499
連結子会社の減少による非支配株主持分の増減	—	—	—	—	—	—
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	—	—	—	—	—
連結子会社の増資による持分の増減	—	—	—	—	—	—
持分法の適用範囲の変動	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8	△0	△8	2	△1	△7
当期変動額合計	△8	△0	△8	2	△1	196
当期末残高	4	1	5	115	—	4,763

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,459	1,006
減価償却費	162	179
のれん償却額	137	73
顧客関連資産償却	28	28
支払利息	53	41
持分法による投資損益（△は益）	55	△94
持分変動損益（△は益）	—	△10
新株予約権戻入益	—	△3
固定資産売却損益（△は益）	△567	—
投資有価証券売却損益（△は益）	△32	9
固定資産除却損	—	61
減損損失	—	9
契約解除損失	—	220
投資有価証券評価損益（△は益）	208	—
売上債権の増減額（△は増加）	△195	△447
棚卸資産の増減額（△は増加）	△6	7
仕入債務の増減額（△は減少）	0	△141
未払金の増減額（△は減少）	△171	△20
未払消費税等の増減額（△は減少）	96	△239
契約負債の増減額（△は減少）	△15	△2
賞与引当金の増減額（△は減少）	27	100
受注損失引当金の増減額（△は減少）	△13	△3
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	18	9
その他	45	△55
小計	1,293	729
利息及び配当金の受取額	2	5
利息の支払額	△59	△41
法人税等の支払額	△443	△991
法人税等の還付額	23	0
契約解除に伴う支払額	—	△29
営業活動によるキャッシュ・フロー	816	△326
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3	△2
定期預金の払出による収入	—	6
有形固定資産の取得による支出	△217	△140
無形固定資産の取得による支出	△59	△49
有形固定資産の売却による収入	2,100	—
有形固定資産の除却による支出	—	△20
敷金及び保証金の差入による支出	△4	△53
敷金及び保証金の回収による収入	1	2
貸付けによる支出	—	△0
貸付金の回収による収入	—	0
投資有価証券の取得による支出	△17	△59
投資有価証券の売却による収入	233	184
関係会社株式の売却による収入	124	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	※2 △9	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	※2 3
保険積立金の積立による支出	△11	△10
保険積立金の解約による収入	1	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,137	△135

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	450	300
短期借入金の返済による支出	△690	△340
長期借入れによる収入	600	1,000
長期借入金の返済による支出	△1,671	△1,924
株式の発行による収入	50	1
自己株式の取得による支出	△93	△499
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得 による支出	△1	—
配当金の支払額	—	△136
非支配株主からの払込みによる収入	2	—
リース債務の返済による支出	△1	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,355	△1,600
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,598	△2,062
現金及び現金同等物の期首残高	3,840	5,439
現金及び現金同等物の期末残高	※1 5,439	※1 3,376

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数

7社

連結子会社の名称

株式会社エル・ティー・エス リンク

LTS ASIA Co., Ltd.

株式会社ワクト

株式会社エル・ティー・エス ソフトウェアテクノロジー

株式会社日比谷コンピュータシステム

株式会社日比谷リソースプランニング

株式会社ME-Lab Japan

(2) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社日比谷コンピュータシステムは、同社の連結子会社である株式会社アイシスの全株式を譲渡することを決議し、2025年4月1日付で株式譲渡を実行いたしました。従来連結子会社であった株式会社アイシスは、2025年3月31日をみなし売却日として、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

2社

会社名

FPTコンサルティングジャパン株式会社

株式会社ビジー・ビー

(2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

その他有価証券（市場価格のない株式等）

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～33年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（8年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることが可能な案件の損失見積額を受注損失引当金として計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 役員賞与引当金

取締役に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループにおける顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（プロフェッショナルサービス事業）

プロフェッショナルサービス事業は、「Business Process & Technology」、「Strategy & Innovation」、「Social & Public」の3つに区分され、当社グループが幅広い業種の企業変革を顧客の現場に入り込み、顧客の課題や当社グループが支援する顧客の変革テーマに応じて、各サービスの支援内容を組み合わせたコンサルティング等のサービスをワンストップで提供しております。

当事業においては、顧客との契約に基づき、成果物の納品または役務・サービスを提供する履行義務を負っております。成果物の納品または役務の提供により履行義務が充足されるため、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。原則として収益は履行義務の充足に合わせ一定の期間にわたり認識しております。このうち顧客との契約のうち成果物を要する請負契約・準委任契約については、契約期間が一定期間を超えかつ一定の契約金額以上のものは見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で進捗率を算出し、当連結会計年度に帰属すべき収益の金額を算定しております。また、進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合等は原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。重要な金融要素は含まれておりません。

（プラットフォーム事業）

プラットフォーム事業は、「アサインナビ」、「プロフェッショナルハブ」、「グロースカンパニークラブ」の3つに区分されております。「アサインナビ」では、IT人材とITプロジェクトに取り組む顧客企業が直接つながるプロフェッショナルクラウドソーシングの場を提供しております。「プロフェッショナルハブ」では、大手事業会社やIT・コンサルティング会社との強固なネットワークを活用し、案件紹介や管理業務のサポートなど、フリーコンサルタントの成長をトータルで支援しております。「グロースカンパニークラブ」では、IT企業選びの口コミサイトを運営しており、事業会社とDX企業のマッチングやDX企業向けの成長支援を行っております。

「アサインナビ」「グロースカンパニークラブ」の各サービスについては、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、契約期間にわたって役務・サービスを提供する履行義務を負っております。契約期間にわたり概ね一定の役務・サービスを提供するサービスでは、時間の経過に応じて履行義務を充足することから、契約により定められたサービス提供期間にわたって顧客との契約において約束された金額を契約に基づき按分して収益を認識しております。重要な金融要素は含まれておりません。また、「プロフェッショナルハブ」によるマッチングに係る収益については、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、役務・サービスを提供する履行義務を負っております。役務・サービスの提供により履行義務が充足されるため、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。重要な金融要素は含まれておりません。

(6) のれんの償却及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、発生年度において実質的判断による償却期間の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で均等償却（僅少な場合は一時償却）しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 株式会社日比谷コンピュータシステムに係る顧客関連資産及びのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客関連資産	194	166
のれん	538	488

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

2023年10月23日に行われた株式会社HCSホールディングス（現株式会社日比谷コンピュータシステム）との企業結合により計上した顧客関連資産及びのれんは、取得原価を企業結合日における識別可能な資産及び負債に配分し算定しております。

顧客関連資産については、外部の専門家を利用し超過収益法に基づくインカム・アプローチにより時価を測定しております。

のれんについては、取得原価と無形固定資産等を含む企業結合日における識別可能な資産及び負債に対して配分した額との差額となります。

② 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

識別可能な顧客関連資産の時価の測定は、下記の仮定に基づいております。

- ・事業計画に含まれる将来の売上高成長率
- ・顧客関係に係る将来キャッシュ・フローにおける既存顧客減少率
- ・将来キャッシュ・フローの割引率

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の仮定は経営者による最善の見積りにより決定しておりますが、競合他社や市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、不確実性が伴っております。そのため、買収時の事業計画と実績が大幅に乖離した場合や経営環境の著しい悪化が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、のれんまたは顧客関連資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券	560	551
投資有価証券評価損	208	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループの保有する投資有価証券のうち、持分法を適用した関連会社株式を除く市場価格のない株式等については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。当該投資には将来の超過収益力を反映した金額で取得しているものが含まれており、その実質価額は、純資産額を基礎とし、事業計画に基づき算定された超過収益力を加味して算定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減額をする必要があるため、実質価額が著しく低下していないかどうか評価しております。

実質価額が著しく低下していないかどうかについて、過年度の実績等を基礎とした将来の事業計画に基づき評価しております。

② 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

実質価額が著しく低下していないかどうかを評価する際には、取得時の投資先の事業計画の進捗状況や投資先における事業環境の変化、直近のファイナンス状況等を踏まえ、売上高及び営業利益を主要な仮定として考慮し、当該事業計画が引き続き実現可能な計画であることを検討しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

期末時点では想定していない出資先企業の業績に大きな影響を及ぼす事象の発生により、実質価額が著しく低下した場合には、相当程度の減額処理が必要となる可能性があり、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

「流動資産」に表示していた「受取手形、売掛金及び契約資産」は、前連結会計年度及び当連結会計年度ともに受取手形の残高がなくなったため、「売掛金及び契約資産」に科目名を変更しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※ 2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資有価証券（株式）	159百万円	264百万円

※ 3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
建物及び構築物	175百万円	283百万円
土地	645 〃	645 〃
計	820百万円	928百万円

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
短期借入金	20百万円	－百万円
計	20百万円	－百万円

※ 4 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行（前連結会計年度は4行）と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	1,000百万円	900百万円
借入実行残高	30 〃	－ 〃
差引額	970百万円	900百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額の内額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
3百万円	0百万円

※ 3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	347百万円	227百万円
給与手当	2,085 〃	2,338 〃
賞与引当金繰入額	129 〃	102 〃
役員賞与引当金繰入額	8 〃	5 〃
退職給付費用	17 〃	15 〃

※ 4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物及び土地	567百万円	一百万円

前連結会計年度の売却は、建物及び土地を一体として売却する契約であり、それぞれの資産に関する売却益を区分して算出することが困難であることから、当該売却取引で発生した売却益を総額で記載しております。

※ 5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物及び構築物	一百万円	13百万円
工具、器具及び備品	一百万円	0百万円
その他	一百万円	19百万円
撤去費用	一百万円	27百万円

※6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。
前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	ソフトウェア	東京都	9百万円

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。
連結子会社において、プラットフォーム事業における新規サービス関連のソフトウェアの収益性が低下したことにより、当初想定していた収益の達成は困難であると判断したことから、ソフトウェアの帳簿価額を零まで減額し減損損失を認識しております。
当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

※7 契約解除損失

当連結会計年度において、一部の受託契約について取引先との合意に基づき契約解除を行ったことに伴い発生した費用を、連結損益計算書上、契約解除損失として計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他の有価証券評価差額金		
当期発生額	45	△11
組替調整額	△27	9
法人税等及び税効果調整前	18	△1
法人税等及び税効果額	1	△6
その他の有価証券評価差額金	19	△8
為替換算調整勘定		
当期発生額	0	△0
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	0	△0
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	0	△0
その他の包括利益合計	20	△8

(連結株主資本等変動計算書関係)
前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,563,475	93,900	—	4,657,375

(変動事由の概要)
増加の内訳は、次のとおりであります。
ストック・オプションの権利行使による増加 93,900株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	55,487	35,134	—	90,621

(変動事由の概要)
増加の内訳は、次のとおりであります。
取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加 35,000株
単元未満株式の買取による増加 134株

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内容	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	2022年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	94
提出会社	2023年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	18
合計		—	—	—	—	—	112

4 配当に関する事項

(1)配当金支払額
該当事項はありません。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	137	30.00	2024年12月31日	2025年3月26日

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,657,375	67,710	—	4,725,085

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式の付与による増加	65,100株
ストック・オプションの権利行使による増加	2,610株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	90,621	231,341	—	321,962

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加	231,300株
単元未満株式の買取による増加	41株

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内容	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	2022年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	91
提出会社	2023年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	21
提出会社	2025年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	2
合計		—	—	—	—	—	115

(注) 2025年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月25日 定時株主総会	普通株式	137	30.00	2024年12月31日	2025年3月26日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	154	35.00	2025年12月31日	2026年3月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	5,447百万円	3,376百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△8 "	－ "
現金及び現金同等物	5,439百万円	3,376百万円

※ 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

株式の売却により株式会社ビジー・ビーが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	202百万円
固定資産	15 "
のれん	105 "
顧客関連資産	47 "
流動負債	△20 "
固定負債	△16 "
非支配株主持分	△45 "
株式の売却損	△5 "
株式売却後の投資勘定	△124 "
株式の売却価額	157百万円
現金及び現金同等物	△167 "
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△9百万円

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

株式の売却により株式会社アイシスが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	146百万円
固定資産	0 "
流動負債	△41 "
固定負債	△6 "
株式の売却損	△0 "
株式の売却価額	98百万円
現金及び現金同等物	△94 "
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	3百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ① リース資産の内容
- ・有形固定資産
- 主として、プロフェッショナルサービス事業における印刷機（工具、器具及び備品）であります。
- ② リース資産の減価償却の方法
- 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1 年内	211百万円	337百万円
1 年超	196 "	267 "
合計	408百万円	605百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、一部は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金の返済日は、決算日後、最長で5年後であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理マニュアルに従い、営業債権について、財務経理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理マニュアルを参考に、取引相手先ごとの期日及び残高によって重要性を判断し、管理を行っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や取引先の財務状況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を連結売上高の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(*2)	209	209	—
資産計	209	209	—
(2) 長期借入金(*3)	3,841	3,836	△5
負債計	3,841	3,836	△5

(*1) 「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (百万円)
非上場株式	350

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(*2)	66	66	—
資産計	66	66	—
(2) 長期借入金(*3)	2,917	2,890	△27
負債計	2,917	2,890	△27

(*1) 「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「未収還付法人税等」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	485

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,447	—	—	—
売掛金及び契約資産	2,462	—	—	—
電子記録債権	129	—	—	—
未収還付法人税等	—	—	—	—
合計	8,039	—	—	—

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,376	—	—	—
売掛金及び契約資産	2,845	—	—	—
電子記録債権	160	—	—	—
未収還付法人税等	156	—	—	—
合計	6,538	—	—	—

(注2) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	40	—	—	—	—	—
長期借入金	860	758	740	633	349	500
合計	900	758	740	633	349	500

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	—	—	—	—	—	—
長期借入金	958	940	633	249	136	—
合計	958	940	633	249	136	—

(注3) リース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	1	2	2	1	—	—

(*1) 連結貸借対照表ではリース債務のうち1年以内に返済予定のリース債務は流動負債「その他」に、返済予定が1年を超えるリース債務については固定負債「その他」に含めています。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	2	2	1	—	—	—

(*1) 連結貸借対照表ではリース債務のうち1年以内に返済予定のリース債務は流動負債「その他」に、返済予定が1年を超えるリース債務については固定負債「その他」に含めています。

3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	209	—	—	209
資産計	209	—	—	209

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	66	—	—	66
資産計	66	—	—	66

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（*1）	—	3,836	—	3,836
負債計	—	3,836	—	3,836

（*1）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（*1）	—	2,890	—	2,890
負債計	—	2,890	—	2,890

（*1）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

- (*1) 「投資有価証券」については、上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。
- (*2) 「デリバティブ取引」については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。また金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
- (*3) 「長期借入金」については、変動金利によるものは、短期間で金利を見直しているため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	209	224	△14
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	209	224	△14
合計	209	224	△14

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額191百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	36	30	6
債券	—	—	—
小計	36	30	6
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	29	29	△0
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	29	29	△0
合計	66	59	6

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額221百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券(株式)について208百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落し、回復の見込みがないと判断された場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券
前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	233	27	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	233	27	—

(注) 連結損益計算書に計上されている投資有価証券売却益には、関係会社株式売却益が含まれております。

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	184	—	9
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	184	—	9

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社において、退職一時金制度を採用しており、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用するとともに、複数事業主制度の全国情報サービス産業企業年金基金に加入しており、確定拠出制度と同様に会計処理を行っております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	123	141
退職給付費用	25	22
退職給付の支払額	△7	△12
退職給付に係る負債の期末残高	141	151

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	141	151
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	141	151
退職給付に係る負債	141	151
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	141	151

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 25百万円 当連結会計年度 22百万円

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度19百万円、当連結会計年度18百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
年金資産の額	263,204	262,157
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	214,192	213,145
差引額	49,012	49,012

(2) 複数事業主制度の掛金に占める一部の連結子会社の割合

前連結会計年度 0.29% (2024年3月31日現在)
当連結会計年度 0.27% (2025年3月31日現在)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、繰越利益剰余金（前連結会計年度49,012百万円、当連結会計年度49,012百万円）であります。なお、上記(2)の割合は一部の連結子会社の実際の負担割合とは一致しません。

4. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度36百万円、当連結会計年度37百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
一般管理費の株式報酬費用	40百万円	18百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	一百万円	3百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年12月19日に1株を1,000株とする株式分割を行っているため、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 86名	当社取締役 6名 当社従業員 17名
株式の種類及び付与数	普通株式 57,000株	普通株式 97,500株
付与日	2016年12月20日	2022年5月19日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	自 2022年5月19日 至 2024年3月31日
権利行使期間	自 2018年12月20日 至 2026年12月19日	自 2024年4月1日 至 2032年5月31日

	第16回新株予約権	第17回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 67名 当社子会社従業員 2名	当社取締役 2名 当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 21,500株	普通株式 15,600株
付与日	2022年5月19日	2023年5月12日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	自 2023年5月12日 至 2025年3月27日
権利行使期間	自 2024年5月20日 至 2032年5月19日	自 2025年4月28日 至 2033年4月27日

	第18回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 15,000株
付与日	2025年10月10日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
対象勤務期間	自 2025年10月10日 至 2027年9月25日
権利行使期間	自 2027年9月26日 至 2035年9月25日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	96,000	—	15,600
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	15,600
未確定残	—	96,000	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	26,700	—	20,100	—
権利確定	—	—	—	15,600
権利行使	2,610	—	—	—
失効	—	—	1,500	—
未行使残	24,090	—	18,600	15,600

	第18回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	15,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	15,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
権利行使価格(円)	600	3,385	3,565	2,490
行使時平均株価(円)	2,324	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	2,114	2,083	1,397

	第18回新株予約権
権利行使価格(円)	2,449
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	1,169

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第18回新株予約権

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

② 主な基礎数値及び見積方法

株価変動性 (注) 1	56.77%
予想残存期間 (注) 2	5.96年
予想配当率 (注) 3	1.22%
無リスク利子率 (注) 4	1.317%

- (注) 1. 2019年10月25日～2025年10月10日の株価実績に基づき算定しました。
2. 権利行使期間までの期間を合理的に見積ることができないため、算定時点から権利行使期間（2027年9月26日～2035年9月25日）の中間点までの期間として算定しました。
3. 直近期（2024年12月期）の配当実績によります。
4. 残存期間が予想残存期間に対応する国債の流通利回りであります。

5. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

第14回以前のストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産額方式及び類似会社比準方式を総合的に勘案して算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値によっております。

6. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

7. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 △120百万円
② 当連結会計年度において行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 4百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	66百万円	101百万円
未払事業税	56 "	15 "
未払費用	28 "	16 "
敷金償却	11 "	17 "
株式報酬費用	2 "	3 "
繰越欠損金(注)	99 "	12 "
投資有価証券評価損	85 "	87 "
退職給付に係る負債	48 "	52 "
減損損失	23 "	3 "
フリーレント賃借料	16 "	12 "
システム開発費用	10 "	7 "
その他有価証券評価差額金	3 "	— "
その他	72 "	75 "
繰延税金資産小計	525百万円	405百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△99 "	△12 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△157 "	△162 "
評価性引当額小計	△257百万円	△174百万円
繰延税金資産合計	267百万円	230百万円
繰延税金負債との相殺	△182 "	△176 "
繰延税金資産の純額	85百万円	53百万円
繰延税金負債		
全面時価評価法による評価差額	△134百万円	△137百万円
企業結合により識別された無形資産	△67 "	△58 "
その他有価証券評価差額金	△26 "	△1 "
未収事業税	— "	△19 "
繰延税金負債合計	△228百万円	△217百万円
繰延税金資産との相殺	182 "	176 "
繰延税金負債の純額	△45百万円	△40百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (a)	—	28	3	4	—	63	99
評価性引当額	—	△28	△3	△4	—	△63	△99
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (a)	3	—	—	—	—	8	12
評価性引当額	△3	—	—	—	—	△8	△12
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	—%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.54%	—%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.88%	—%
住民税均等割	0.52%	—%
法人税等の特別控除	△3.28%	—%
評価性引当額の増減	1.74%	—%
のれん償却額	2.89%	—%
持分法による投資損益	1.17%	—%
その他	1.18%	—%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.50%	—%

(注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	プロフェッショナル サービス事業	プラットフォーム事業	
Business Process & Technology	13,832	—	13,832
Strategy & Innovation	878	—	878
Social & Public	164	—	164
アサインナビ	—	49	49
プロフェッショナルハブ	—	1,646	1,646
グロースカンパニークラブ	—	2	2
その他	—	18	18
顧客との契約から生じる収益	14,875	1,716	16,592
外部顧客への売上高	14,875	1,716	16,592

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	プロフェッショナル サービス事業	プラットフォーム事業	
Business Process & Technology	12,966	—	12,966
Strategy & Innovation	1,679	—	1,679
Social & Public	962	—	962
アサインナビ	—	48	48
プロフェッショナルハブ	—	1,399	1,399
グロースカンパニークラブ	—	1	1
その他	—	43	43
顧客との契約から生じる収益	15,608	1,492	17,101
外部顧客への売上高	15,608	1,492	17,101

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,141百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,221百万円
契約資産（期首残高）	141百万円
契約資産（期末残高）	240百万円
契約負債（期首残高）	42百万円
契約負債（期末残高）	27百万円

契約資産は、主に当社グループが受託するコンサルティング及びソフトウェアの開発等に係る役務提供契約について、期末時点で履行義務を充足しているが未請求となっている対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主として顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、37百万円であります。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,221百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,931百万円
契約資産（期首残高）	240百万円
契約資産（期末残高）	914百万円
契約負債（期首残高）	27百万円
契約負債（期末残高）	24百万円

契約資産は、主に当社グループが受託するコンサルティング及びソフトウェアの開発等に係る役務提供契約について、期末時点で履行義務を充足しているが未請求となっている対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主として顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、24百万円であります。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、ビジネスプロセスマネジメント(ビジネスインテグレーション)を軸として、幅広いサービス提供を行っておりますが、サービス領域及び提供形態を考慮した事業セグメントから構成されており、「プロフェッショナルサービス事業」、「プラットフォーム事業」を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「プロフェッショナルサービス事業」は、主に、「Business Process & Technology」、「Strategy & Innovation」、「Social & Public」の各領域でサービスを提供しております。

「プラットフォーム事業」は、主に、ITビジネスコミュニティーである「アサインナビ」、フリーコンサルタントのマッチングに特化した「プロフェッショナルハブ」、事業会社とDX企業をマッチングする「グロースカンパニークラブ」の各サービスを提供しております。

なお、「プロフェッショナルサービス事業」を担っていた株式会社アイシスは、当連結会計年度において当社の連結子会社である株式会社日比谷コンピュータシステムが保有する全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額 (注)
	プロフェッショナルサービス事業	プラットフォーム事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	14,875	1,716	16,592	—	16,592
セグメント間の内部売上高又は振替高	8	520	528	△528	—
計	14,883	2,237	17,120	△528	16,592
セグメント利益	1,031	76	1,107	—	1,107
セグメント資産	10,906	495	11,402	—	11,402
その他の項目					
減価償却費	153	8	162	—	162
のれん償却額	137	—	137	—	137
顧客関連資産償却費	28	—	28	—	28
持分法投資利益又は損失(△)	△55	—	△55	—	△55
特別利益					
(有形固定資産売却益)	567	—	567	—	567
(投資有価証券売却益)	32	—	32	—	32
特別損失					
(投資有価証券評価損)	208	—	208	—	208
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	228	52	281	—	281

(注) セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額 (注)
	プロフェッショナルサービス事業	プラットフォーム事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	15,608	1,492	17,101	—	17,101
セグメント間の内部売上高又は振替高	35	551	587	△587	—
計	15,643	2,044	17,688	△587	17,101
セグメント利益又はセグメント損失(△)	1,211	△25	1,185	—	1,185
セグメント資産	9,668	363	10,031	—	10,031
その他の項目					
減価償却費	159	19	179	—	179
のれん償却額	73	—	73	—	73
顧客関連資産償却費	28	—	28	—	28
持分法投資利益又は損失(△)	94	—	94	—	94
特別利益					
(持分変動利益)	10	—	10	—	10
(新株予約権戻入益)	3	—	3	—	3
特別損失					
(減損損失)	—	9	9	—	9
(投資有価証券売却損)	9	—	9	—	9
(固定資産除却損)	43	17	61	—	61
(契約解除損失)	213	7	220	—	220
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	199	48	247	—	247

(注) セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当連結会計年度において、プラットフォーム事業においてソフトウェアの減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、9百万円であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	連結財務諸表 計上額
	プロフェッショナルサービス事業	プラットフォーム事業	計		
当期償却額	137	—	137	—	137
当期末残高	561	—	561	—	561

(注) 当連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社ビジー・ビーを連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社へ移行することに伴い、プロフェッショナルサービス事業においてのれんが105百万円減少しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	連結財務諸表 計上額
	プロフェッショナルサービス事業	プラットフォーム事業	計		
当期償却額	73	—	73	—	73
当期末残高	488	—	488	—	488

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】
1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	FPT コンサルティングジャパン(株)	東京都港区	270	システム開発	(所有) 直接 20.0	役員の兼任プロジェクトにおける業務の受託	契約解除に伴う発生費用(注)	183	未払金	183

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
契約解除に伴う発生費用は、双方協議の上決定しております。

(2)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	樺島 弘明	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 14.2 間接 4.4	—	ストック・オプションの権利行使(注)	11	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
2014年12月24日開催の臨時株主総会決議により、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	亀本 悠	—	—	当社取締役副社長	(被所有) 直接 0.2	—	金銭報酬債権の現物出資(注)	12	—	—
役員	上野 亮祐	—	—	当社取締役副社長	(被所有) 直接 0.4	—	金銭報酬債権の現物出資(注)	12	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	975.03円	1,055.68円
1株当たり当期純利益金額	216.44円	153.78円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	212.82円	153.15円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	973	696
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	973	696
普通株式の期中平均株式数(株)	4,497,688	4,528,576
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	76,458	18,599
(うち新株予約権(株))	(76,458)	(18,599)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2022年5月19日取締役会決議の新株予約権 普通株式 116,100株 2023年4月27日取締役会決議の新株予約権 普通株式 15,600株 これらの詳細につきましては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (ストック・オプション等 関係)に記載のとおりであります。	2022年5月19日取締役会決議の新株予約権 普通株式 114,600株 2023年4月27日取締役会決議の新株予約権 普通株式 15,600株 2025年9月25日取締役会決議の新株予約権 普通株式 15,000株 これらの詳細につきましては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (ストック・オプション等 関係)に記載のとおりであります。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	4,566	4,763
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	113	115
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	4,452	4,648
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	4,566,754	4,403,123

⑤ 【連結附属明細表】
【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	40	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	860	958	1.42	—
1年以内に返済予定のリース債務	1	2	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	2,981	1,959	1.40	2027年1月1日～ 2030年8月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	5	3	—	2027年1月1日～ 2028年9月20日
其他有利子負債	—	—	—	—
合計	3,889	2,923	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	940	633	249	136
リース債務	2	1	—	—

3. 連結貸借対照表ではリース債務のうち1年以内に返済予定のリース債務は流動負債「その他」に、返済予定が1年を超えるリース債務については固定負債「その他」に含めています。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、建物賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	4,421	8,572	12,881	17,101
税金等調整前中間 (四半期)(当期)純利益 (百万円)	456	329	706	1,006
親会社株主に帰属する 中間(四半期)(当期)純 利益 (百万円)	332	226	473	696
1株当たり中間 (四半期)(当期)純利益 (円)	72.89	49.68	103.54	153.78

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり四半期純利益金 額又は1株当たり四半期純 損失金額(△) (円)	72.89	△23.20	53.83	50.66

(注) 第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間に係る財務情報に対するレビュー：無

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,183	864
売掛金及び契約資産	※1 1,465	※1 1,940
電子記録債権	129	160
仕掛品	21	17
前払費用	84	152
その他	※1 67	※1 86
流動資産合計	2,951	3,220
固定資産		
有形固定資産		
建物	208	192
工具、器具及び備品	145	104
建設仮勘定	—	1
有形固定資産合計	353	297
無形固定資産		
ソフトウェア仮勘定	2	2
無形固定資産合計	2	2
投資その他の資産		
関係会社株式	5,599	4,243
投資有価証券	194	273
敷金及び保証金	285	311
繰延税金資産	115	64
その他	9	116
投資その他の資産合計	6,204	5,009
固定資産合計	6,561	5,309
資産合計	9,512	8,530

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 471	※1 466
短期借入金	※1,※2 1,000	※2 —
1年内返済予定の長期借入金	812	920
賞与引当金	67	78
受注損失引当金	3	—
未払金	※1 312	※1 432
未払費用	73	83
未払法人税等	65	14
その他	145	32
流動負債合計	2,951	2,028
固定負債		
長期借入金	2,894	1,911
その他	—	8
固定負債合計	2,894	1,919
負債合計	5,846	3,947

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	767	839
資本剰余金		
資本準備金	692	764
その他資本剰余金	325	325
資本剰余金合計	1,018	1,090
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,070	3,326
利益剰余金合計	2,070	3,326
自己株式	△293	△793
株主資本合計	3,562	4,463
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△8	4
評価・換算差額等合計	△8	4
新株予約権	112	115
純資産合計	3,666	4,583
負債純資産合計	9,512	8,530

② 【損益計算書】

(単位：百万円)			
	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1	8,496	※1 9,581
売上原価	※1	5,141	※1 5,971
売上総利益		3,354	3,610
販売費及び一般管理費	※2	2,796	※2 3,052
営業利益		557	558
営業外収益			
受取配当金		1	※1 1,167
業務受託料	※1	39	※1 2
不動産賃貸料		37	63
その他		5	8
営業外収益合計		84	1,241
営業外費用			
支払利息		52	43
不動産賃貸費用		34	46
その他	※1	2	※1 0
営業外費用合計		89	90
経常利益		552	1,709
特別利益			
抱合せ株式消滅差益		6	—
新株予約権戻入益		—	3
特別利益合計		6	3
特別損失			
投資有価証券評価損		17	—
固定資産除却損		—	0
契約解除損失		—	※1,3 213
特別損失合計		17	213
税引前当期純利益		541	1,499
法人税、住民税及び事業税		146	61
法人税等調整額		8	45
法人税等合計		155	106
当期純利益		386	1,392

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	1,864	36.2	2,114	35.4
II 経費		3,285	63.8	3,857	64.6
当期総製造費用		5,149	100.0	5,972	100.0
期首仕掛品棚卸高		13		21	
合計		5,163		5,993	
期末仕掛品棚卸高		21		17	
他勘定振替高		—		4	
当期製品製造原価		5,141		5,971	
売上原価		5,141		5,971	

(注) ※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	2,860	3,354

(原価計算の方法)
当社の原価計算は、プロジェクト別の個別原価計算によっております。

③ 【株主資本等変動計算書】
前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	742	667	325	993
当期変動額				
新株の発行	25	25	—	25
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	25	25	—	25
当期末残高	767	692	325	1,018

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
当期首残高	1,683	1,683	△200	3,218	△7	△7	75	3,286
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	50	—	—	—	50
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	386	386	—	386	—	—	—	386
自己株式の取得	—	—	△93	△93	—	—	—	△93
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	△1	△1	37	35
当期変動額合計	386	386	△93	344	△1	△1	37	379
当期末残高	2,070	2,070	△293	3,562	△8	△8	112	3,666

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	767	692	325	1,018
当期変動額				
新株の発行	72	72	—	72
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	72	72	—	72
当期末残高	839	764	325	1,090

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
当期首残高	2,070	2,070	△293	3,562	△8	△8	112	3,666
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	144	—	—	—	144
剰余金の配当	△137	△137	—	△137	—	—	—	△137
当期純利益	1,392	1,392	—	1,392	—	—	—	1,392
自己株式の取得	—	—	△499	△499	—	—	—	△499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	13	13	2	15
当期変動額合計	1,255	1,255	△499	900	13	13	2	916
当期末残高	3,326	3,326	△793	4,463	4	4	115	4,583

【注記事項】

(重要な会計方針)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・関係会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・その他有価証券（市場価格のない株式等）

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、当事業年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることが可能な案件の損失見積額を受注損失引当金として計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

プロフェッショナルサービス事業は、「Business Process & Technology」、「Strategy & Innovation」、「Social & Public」の3つに区分され、当社グループが幅広い業種の企業変革を顧客の現場に入り込み、顧客の課題や当社グループが支援する顧客の変革テーマに応じて、各サービスの支援内容を組み合わせたコンサルティング等のサービスをワンストップで提供しております。

当事業においては、顧客との契約に基づき、成果物の納品または役務・サービスを提供する履行義務を負っております。成果物の納品または役務の提供により履行義務が充足されるため、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。原則として収益は履行義務の充足に合わせ一定の期間にわたり認識しております。このうち顧客との契約のうち成果物を要する請負契約・準委任契約については、契約期間が一定期間を超えかつ一定の契約金額以上のものは見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で進捗率を算出し、当事業年度に帰属すべき収益の金額を算定しております。また、進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合等は原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社株式

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	5,599	4,243

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としており、取得価額には超過収益力を評価した部分が含まれております。当該超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、その実質価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価との差額を当事業年度の損失としております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

実質価額が著しく低下したときは、発行会社の財政状態の悪化もしくは超過収益力が減少したために、実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合と定めております。また、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合とは、実質価額が取得原価にほぼ近い水準まで回復する見込みがあることを合理的な根拠をもって予測できる場合と定めております。実質価額の著しい低下や回復可能性の有無は、各発行会社の事業計画を基礎として判定しており、事業計画の基礎となる売上高や営業利益の算定にあたり考慮する販売計画や人員計画、業務効率化によるコスト削減効果等の推移には、一定の仮定をしております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の事業計画や市場状況等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表における関係会社株式の金額に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当事業年度において、当該会計方針の変更が財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、区分掲記していた「流動資産」の「立替金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた、「立替金」39百万円、「その他」28百万円は、「その他」67百万円として組替えております。

前事業年度において、区分掲記していた「流動負債」の「未払消費税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた、「未払消費税等」123百万円、「その他」22百万円は、「その他」145百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債権	62百万円	56百万円
短期金銭債務	1,173 "	331 "

※ 2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	500百万円	800百万円
借入実行残高	— "	— "
差引額	500百万円	800百万円

3 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
(株)エル・ティー・エス ソフトウェアテク ノロジー	88百万円	68百万円

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	263百万円	103百万円
仕入高	940 "	1,211 "
営業取引以外による取引高	41 "	1,357 "

※ 2 販売費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度0.3%、当事業年度0.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度99.7%、当事業年度99.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	222百万円	182百万円
給与手当	1,233 "	1,541 "
賞与引当金繰入額	52 "	50 "
減価償却費	23 "	18 "

※ 3 契約解除損失

当事業年度において、一部の受託契約について取引先との合意に基づき契約解除を行ったことに伴い発生した費用を、損益計算書上、契約解除損失として計上しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載して
おりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2024年12月31日
子会社株式	5,559
関連会社株式	40
計	5,599

当事業年度(2025年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載して
おりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2025年12月31日
子会社株式	4,203
関連会社株式	40
計	4,243

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	23百万円	26百万円
未払事業税	9 "	5 "
未払費用	21 "	5 "
敷金償却	10 "	16 "
株式報酬費用	2 "	3 "
関係会社株式評価損等	126 "	130 "
減損損失	23 "	— "
フリーレント賃借料	16 "	12 "
システム開発費用	10 "	7 "
その他有価証券評価差額金	3 "	— "
その他	59 "	100 "
繰延税金資産小計	308百万円	308百万円
評価性引当額	△192 "	△242 "
繰延税金資産合計	115百万円	66百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—百万円	△1百万円
繰延税金負債合計	—百万円	△1百万円
繰延税金資産の純額	115百万円	64百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.26%	0.55%
住民税均等割	0.70%	0.25%
法人税等の特別控除	△4.57%	△0.64%
評価性引当額の増減	△1.47%	3.31%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—%	△26.51%
その他	0.10%	△0.48%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.64%	7.11%

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	208	0	—	16	192	48
	工具、器具及び備品	145	12	0	52	104	220
	建設仮勘定	—	1	—	—	1	—
	計	353	13	0	69	297	268
無形固定資産	ソフトウェア仮勘定	2	—	—	—	2	—
	計	2	—	—	—	2	—

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品

自社利用のノートパソコン

10百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	67	78	67	78
受注損失引当金	3	—	3	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 1 月 1 日から毎年12月31日まで
定時株主総会	毎年 3 月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年 6 月30日、毎年12月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://lt-s.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第23期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月31日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月31日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第24期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書 2025年2月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査証明を行う公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書 2025年2月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書 2025年3月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書 2025年3月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（譲渡制限付株式報酬としての新株式発行）に基づく臨時報告書 2025年5月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書 2025年8月14日関東財務局長に提出。

(7) 自己株券買付状況報告書

金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書（報告期間 自 2025年8月15日 至 2025年8月31日） 2025年9月5日 関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書（報告期間 自 2025年9月1日 至 2025年9月30日） 2025年10月3日 関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書（報告期間 自 2025年10月1日 至 2025年10月31日） 2025年11月7日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月23日

株式会社エル・ティー・エス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所				
指定社員 業務執行社員	公認会計士	増	田	涼 恵
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井	形	敦 昌

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エル・ティー・エスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エル・ティー・エス及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

プロフェッショナルサービス事業における売上高の实在性及び正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記「（セグメント情報等）」に記載されているとおり、会社グループはプロフェッショナルサービス事業とプラットフォーム事業を行っており、プロフェッショナルサービス事業の外部顧客への売上高は15,608百万円と連結売上高の約91%を占めている。プロフェッショナルサービス事業の外部顧客への売上高は会社及び子会社である株式会社日比谷コンピュータシステム（以下、HCSとする）の売上高が大半を占める。 第2【事業の状況】1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(3)「中長期的な経営戦略」に記載されているとおり、会社グループは売上高年平均成長率10%超、営業利益年平均成長率20%超を目標指標としている。 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4会計方針に関する事項(5)「重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおり、プロフェッショナルサービス事業は、顧客の現場に入り込み、顧客の課題や会社グループが支援する顧客の変革テーマに応じて、各サービスの支援内容を組み合わせてワンストップでコンサルティング等のサービスを提供している。 当事業は、顧客との契約に基づき、成果物の納品または役務・サービスを提供する履行義務を負っており、原則として収益は履行義務の充足に合わせ一定の期間にわたり認識される。このうち顧客との契約のうち成果物を要する請負契約・準委任契約は、契約期間が一定期間を超えかつ一定の契約金額以上のものは、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で進捗率を算出し、当連結会計年度に帰属すべき収益の金額を算定している。また、顧客との契約がごく短い契約については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。 会社グループの主要な収益源はプロフェッショナルサービス事業であり、売上高年平均成長率、営業利益年平均成長率を目標指標としていることから、売上高は経営者及び財務諸表利用者が重視する指標の一つである。 また提供するサービスは無形であり、履行義務の充足の実態を把握することは有形物の販売よりも困難であるうえ、売上高の計上金額や計上時期を決定する履行義務の内容や充足時点は、請負・準委任等の契約形態や契約期間によって異なっており、売上高の实在性及び正確性には潜在的なリスクが存在している。 以上から、当監査法人は、プロフェッショナルサービス事業の売上高のうち、会社及びHCSにおける売上高の实在性・正確性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、プロフェッショナルサービス事業の売上高のうち、会社及びHCSにおける売上高の实在性及び正確性について検討するため、主として以下の手続を実施した。 （内部統制の評価） ・売上計上に関連する内部統制について、質問及び関連資料の閲覧、証憑突合等により、整備状況及び運用状況を評価した。 （リスク評価手続及び実証手続） ・売上高及び粗利データを用いて、案件別、契約区分別、得意先別、事業別、月次推移等の切り口から分析を実施し、取引の傾向を把握した。 ・リスク評価手続の結果、一定の抽出要件を満たす売上取引を個別に抽出し、得意先や取引概要について営業責任者や経理部門責任者への質問を行うとともに、契約書、検収書、作業報告書等の売上の事実を示す関連資料との証憑突合を実施した。 ・契約書等で定められた取引条件に沿った入金状況の確認や、入金期日が未到来の取引に関して顧客への債権残高の確認を実施した。 ・当連結会計年度末日の翌月における売上戻入記録の有無及び内容を確認した。 ・基幹システムの売上データと会計システムの売上高が整合しているか否かを検証した。

その他の事項

会社の2024年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2025年3月28日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要

な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エル・ティー・エスの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エル・ティー・エスが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状

況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月23日

株式会社エル・ティー・エス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所				
指定社員 業務執行社員	公認会計士	増	田	涼 恵
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井	形	敦 昌

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エル・ティー・エスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エル・ティー・エスの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

プロフェッショナルサービス事業における売上高の实在性及び正確性

監査上の主要な検討事項の内容と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「プロフェッショナルサービス事業における売上高の实在性及び正確性」と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の事項

会社の2024年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2025年3月28日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。